

**平成 21 年度実施
大学機関別認証評価
評 価 報 告 書**

埼玉大学

平成 22 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 基準ごとの評価	8
基準1 大学の目的	8
基準2 教育研究組織（実施体制）	11
基準3 教員及び教育支援者	15
基準4 学生の受入	19
基準5 教育内容及び方法	23
基準6 教育の成果	35
基準7 学生支援等	38
基準8 施設・設備	42
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	44
基準10 財務	48
基準11 管理運営	50
＜参考＞	57
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	59
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	60
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	62

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。
自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

21年7月	書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月～9月	評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～22年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成22年3月現在）

（1）大学機関別認証評価委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
池 端 雪 浦	前 東京外国語大学長
江 上 節 子	武藏大学教授、東日本旅客鉄道株式会社顧問
尾 池 和 夫	国際高等研究所長
大 塚 雄 作	京都大学教授
岡 本 靖 正	前 東京学芸大学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶 谷 誠	電気通信大学長
金 川 克 子	神戸市看護大学長
北 原 保 雄	元 筑波大学長
○小 出 忠 孝	愛知学院大学長
河 野 通 方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
後 藤 祥 子	前 日本女子大学長
小 林 俊 一	秋田県立大学長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
齋 藤 八重子	元 東京都立九段高等学校長
佐 藤 東洋士	桜美林大学長
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
永 井 多恵子	前 日本放送協会副会長
ハス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森 本 尚 武	元 信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉 川 弘 之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
岡 本 靖 正	前 東京学芸大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
北 原 保 雄	元 筑波大学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森 本 尚 武	元 信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第4部会)

○飯 田 嘉 宏	関東学院理事長
大 野 真 男	岩手大学副学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
金 井 雄 一	名古屋大学大学院経済学研究科長・経済学部長
木 部 暉 子	鹿児島大学法文学部長
○久 米 健 次	奈良女子大学教授
坂 本 信 幸	奈良女子大学教授
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
土 屋 俊	千葉大学教授
○長谷川 彰	上越教育大学監事
○平 山 健 一	J S T イノベーションサテライト岩手館長
◎森 本 尚 武	元 信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
北 村 信 彦	公認会計士、税理士
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「I 認証評価結果」

「I 認証評価結果」では、「II 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」等を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「II 基準ごとの評価」

「II 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成21年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

埼玉大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 平成 19 年度に文部科学省大学院 G P に採択された「人文学によるスキル開発教育プログラム」「環境社会基盤国際連携大学院プログラム」及び平成 20 年度に文部科学省大学院 G P に採択された「地域環境保全エキスパート養成プログラム—グローバルナノファブリケーションを実践する創造型人材の養成—」では、それぞれ得られた研究成果を教育に反映させるように試みている。
- 平成 19 年度文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム（海外先進教育実践支援）」に「ヒューマンインターラクションの文理融合教育」が採択され、人文・社会科学と工学の研究者が協力し、科学技術の振興に貢献する人材の育成を目指した。
- 平成 20 年度に文部科学省特別教育研究経費による「連携大学院による地域型新生モノづくり教育推進プロジェクト—グローバルナノファブリケーションを実践する創造型人材の養成—」では、理工学研究科博士前期課程機械科学系専攻の中に「グローバルナノファブリケーション特別コース」を設置し、理化学研究所、地域企業と連携して、地域ニーズにこたえる人材の養成を目指している。
- 平成 20 年度に文部科学省特殊要因経費（政策課題対応経費）による「4 大学院連携先進創成情報学教育研究プログラム」では、当該大学を基幹校として、北関東の 4 校で連携して博士前期課程の教育カリキュラムを構案するプログラムを実施している。
- 平成 20 年度に「埼玉大学発展基金」による大学独自の奨学金制度を創設している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程の多くの 3 年次編入及び大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学は、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」という学校教育法第83条第1項に掲げる大学の理念を踏まえ、大学の目的を国立大学法人埼玉大学学則（以下「学則」という。）第1条に、「研究と教育を両輪とする個性的な総合大学の構築を通じて、専門性を軸に幅広い教養を備えた人材の育成に努めるとともに、地球規模での人類的課題や地域社会が抱える現実的課題に応える研究を積極的に推進する。併せて、大学の知的活動とその成果を地域社会に還元する「社会に開かれた大学」、国際化時代に即応しうる「世界に開かれた大学」を目指し、時代の新しい要請に応える活動を積極的に進める。」と定めている。

これらの目的をより具体化し、平易な文章で、1) 埼玉大学は知の府として普遍的な役割を果たす、2) 埼玉大学は現代が抱える課題の解決を図る、3) 埼玉大学は国際社会に貢献する、と表現して基本方針としている。

各学部の目的は大学設置基準第2条の2に基づき学則第14条に、以下のとおり定められている。

教養学部においては、「人文学及び関連する社会科学の諸成果を継承し、多様な文化及び価値観を理解するとともに、自ら問題を設定・解決し、国内外の人々との確に意思を疎通できる能力を培うことを通して、現代の文化及び社会の諸問題に対処し得る人材を育成することを教育研究上の目的とする。」

教育学部においては、「教職及び教科に関わる学問並びに芸術・スポーツ諸領域の総合的な研究及び教育を通して広く教育の発展に寄与し、主体的で豊かな人間性を基底としつつ教職に必要な専門的な知識・技能を身につけた、理論及び実践の両面にわたる力量ある質の高い教員の養成を教育研究上の目的とする。」

経済学部においては、「経済学、経営学、法学をはじめとする社会科学の教育及び研究を通じ、自ら問題を発見し、分析し、解決することができる人材の育成を教育研究上の目的とする。」

理学部においては、「数理、素粒子から物質、宇宙、生命まで、自然界のあらゆる現象について、その仕組みを理解し、原理・法則性の探求を目指す学問分野として、幅広い教養とともに専門性に根ざした理学の基礎を修得し、広い視野からものごとをとらえ、自ら課題を探求・発見・解決できる能力を備え、社会と時代とを支えリードできる創造性に富んだ人材の育成を教育研究上の目的とする。」

工学部においては、「自然科学、人文・社会科学等に対する幅広い教養及び知識を有するとともに、工学の専門分野における十分な知識及び能力を備え、次代の産業社会を担う優れた技術者の養成をめざし、

博士前期課程における高度技術者及び研究者の養成にもつなげるための専門的能力の付与に力点をおいた教育研究を行うことを目的とする。」

さらに、学科又は課程の目的を、各学部規程又は学科別履修要項に定め明確にしている。

これらのことから、大学の目的が明確に定められ、その目的が学校教育法第 83 条に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1－1－② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学では、国立大学法人埼玉大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 1 条で、学校教育法第 99 条第 1 項にある「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」を踏まえて、大学院の設置目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。」とし、また、修士課程及び博士前期課程の目的として、大学院学則第 2 条に「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。」とし、さらに、大学院学則第 3 条で博士後期課程の目的を「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。」と定めている。

各研究科の目的は、大学院学則第 5 条及び第 5 条の 2 以下のように定めている。

文化科学研究科修士課程においては、「人文学（社会科学を含む。）の研究能力を培い、文化の諸相を多角的に解明できる応用力を養うことを通して、変貌する現代社会の課題に適切に対処しうる人材を育成することを教育研究上の目的とする。」

教育学研究科修士課程においては、「人間・社会・自然に関する広い視野を保ちながら、学校教育に関する理論的かつ実践的な研究及び教育を行うことにより、わが国の教育水準の向上に必要な専門的力量及び研究能力を豊かに備えた人材を育成することを教育研究上の目的とする。」

経済科学研究科博士前期課程においては、「ビジネス及び地域社会においてリーダーシップを発揮しうる、研究者の能力をもった高度専門職業人を育成し、その成果を社会に還元することを教育研究上の目的とする。」

理工学研究科博士前期課程においては、「学部における専門基礎教育をもとに、専門分野のみならず基礎から応用にわたる広い関連知識の修得を目指す高度専門教育を通して、独創性のある国際的なレベルの研究者へ成長するための基礎を備えた人材又は国際的な知識基盤社会において指導的役割を果たすことができる高度専門職業人の育成を教育研究上の目的とする。」

文化科学研究科博士後期課程においては、「修士課程における人文学（社会科学を含む。）の教育研究の中の特定分野を発展的に展開し、幅広い学識を涵養しつつ文化の諸相についての専門的研究能力を高めることを通して、専門の職業において高度な研究能力を発揮し活用できる人材を養成することを教育研究上の目的とする。」

経済科学研究科博士後期課程においては、「博士前期課程の目的に加え、実務と理論を融合し、新しい知を創造できる自立した研究者としての能力を身に付けた高度専門職業人の養成を教育研究上の目的とする。」

理工学研究科博士後期課程においては、「博士前期課程までに培ってきた基礎から応用にわたる知識・学力をもとに、専門分野への深い洞察力、関連分野への理解及びそれを活用する能力並びにたゆまず自己

研鑽を続ける能力を磨くことを通じて、学問の新しい潮流又は社会及び産業の動向に対応できる知識を備え、学問の新領域又は新技術・新産業を創出することのできる研究者及び技術者の育成を教育研究上の目的とする。」

そのほか、各研究科規程において、研究科又は専攻における教育研究上の目的を掲載している。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

当該大学の目的及び基本方針は、当該大学ウェブサイト上に公開している。また、大学概要並びに志願者に配布する大学案内に記載している。さらに、当該大学の目的の書かれた規程集はすべて当該大学ウェブサイト上で公開している。

また、新任教員に対しては、新任教員研修会で当該大学及び当該学部の目的について説明している。学生には、新入生ガイダンスの際に、当該大学及び当該学部の目的について説明している。

さらに、基本方針を象徴し、当該大学が進むべき方向を表すものとして、ロゴマーク・大学歌の制定、及びモニュメント設置と併せて、「研こう（みがこう）！知と技 埼玉大学」という標語を定めている。

以上により、教職員及び学生に当該大学の目的の周知が図られている。

なお、大学案内、大学概要是広く学外にも配布し、ウェブサイト上に掲載され、どこからでも参照することができる。入試説明会やオープン・キャンパスでは、当該大学の志望者に大学案内等を配布し、当該大学の目的について説明している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学の学部及びその学科等の構成は次のとおりである。

- ・教養学部（1学科：教養学科）
- ・教育学部（2課程：学校教育教員養成課程、養護教諭養成課程）
- ・経済学部（3学科：経済学科、経営学科、社会環境設計学科、全学科に昼間コース及び夜間主コースを有する）
- ・理学部（5学科：数学科、物理学科、基礎化学科、分子生物学科、生体制御学科）
- ・工学部（7学科：機械工学科、電気電子システム工学科、情報システム工学科、応用化学科、機能材料工学科、建設工学科、環境共生学科）

当該大学は、旧制浦和高等学校、埼玉師範学校及び埼玉青年師範学校を母体として、昭和24年5月に教育学部及び文理学部よりなる新制国立大学として設置され、その後、平成5年までに、教養学部、教育学部、経済学部、理学部、工学部の5学部を擁する人文・社会科学的領域、教育学的領域、自然科学工学的領域を網羅する総合大学として成長してきた。平成16年度の国立大学法人化以降も、研究と教育を両輪とする個性的な総合大学を目指して専門性を軸に幅広い教養を備えた人材の育成に努めているほか、学部、研究科がすべて1つのキャンパスにあるメリットを活かし、また、埼玉県内で唯一の国立大学として存在感を示している。

学科・課程の構成については、社会の必要に応じて学科・課程の新設・統廃合の検討を行っている。例えば、平成18年度には、教育学部で改組が行われ、教員養成に特化するため新たに養護教諭養成課程を設置している。また、平成20年度には、社会の要請にこたえ、総合環境学を習得する学科として、工学部に環境共生学科を発足させている。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育は、平成17年度に「全学開放型」の方式を採用し、各学部が教養教育の趣旨に適うと思われる授業科目を開設し、全学に開放している。各学部及び各センターの教養教育担当者は、平成20年度において、教養学部55人、教育学部21人、経済学部37人、理学部21人、工学部44人、全学教育企画室2人、英語教育開発センター6人、国際交流センター3人、保健管理センター1人、非常勤講師127人となっている。なお、教養教育においては、副専攻プログラムの科目の多くは専門の基礎的な科目である。また、

テーマ教育プログラム・副専攻プログラムの申請は、学生の所属する学部であり、修了認定は、修了認定要件を満たした者について学部の議を経て学長が認定するなど、実際の運用は学部に委ねられたところが多い。教養教育の立案は全学教育企画室が担当しており、また、同室では、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを提言し、教養教育などの教育方針の原案作成や見直しを検討している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学の研究科及びその専攻の構成は次のとおりである。

- ・文化科学研究科（修士課程3専攻：文化構造研究専攻、日本・アジア研究専攻、文化環境研究専攻、博士後期課程1専攻：日本・アジア文化研究専攻）
- ・教育学研究科（修士課程3専攻：学校教育専攻、特別支援教育専攻、教科教育専攻）
- ・経済科学研究科（博士前期課程1専攻：経済科学専攻、博士後期課程1専攻：経済科学専攻）
- ・理工学研究科（博士前期課程6専攻：生命科学系専攻（2コース）、物理機能系専攻（2コース）、化学系専攻（2コース）、数理電子情報系専攻（3コース）、機械科学系専攻（2コース）、環境システム工学系専攻（2コース）、博士後期課程1専攻：理工学専攻（6コース））

の4研究科より構成されている。

修士課程及び博士前期課程の目的は、「広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。」と定められ、また、博士後期課程の目的については、「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。」と定められており、目的に沿って各専攻で目的的具体化を図っている。

なお、我が国で初めて教員養成系大学・学部に設置された博士課程の連携大学院として、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科が置かれ、大学における教員養成の充実と学校教育の発展を目指している。さらに、理工学研究科では、他機関である理化学研究所等と連携しながら複数学部にまたがり専門分野が関連する教員がグループ化して、総合的に高度な教育研究を推進する体制をとっている。理工学研究科博士後期課程・理工学専攻・連携先端研究コースでは、理化学研究所との連携により粒子宇宙科学領域、脳科学領域、及び産業技術総合研究所との連携により融合電子技術領域を形成している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

当該大学では、英語教育開発センター、情報教育センター、基礎教育センター、アドミッションセンター、学生支援センター、保健センター、教員免許センター、国際開発教育研究センター、共生社会教育研究センター、脳科学融合研究センター、環境科学研究センター、科学分析支援センター、地域オープンイノベー

ションセンター、技術部、情報メディア基盤センター、教育・研究等評価センター、国際交流センター、地図科学研究センター、教育学部附属幼稚園、同附属小学校、同附属中学校、同附属特別支援学校、同附属教育実践総合センター、経済学部研究資料室、工学部実習工場の学内共同施設・センター等を設置している。

学内共同施設・センター等は、主に教育・学生支援に関わるもの、主に研究に関わるもの、主に管理運営に関わるものに大別され、異なる目的を有しているが、それぞれの規程に目的を定めて運営しており、学部・研究科が個別には対応できない学部横断的な全学的諸課題を取り扱うという点で、すべて共通の役割を果たしている。各センターには審議機関である委員会を設置して、各学部・研究科と密接な連携を保つ中で運営を行っており、総合大学としての教育研究上の目的を充分に果たしている。また、学内のニーズに柔軟に対応し、改組等も行っている。附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校は、大学の教育実践の場として、連携している。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

当該大学では、教育研究に関する重要事項を審議するため、学則第23条の規定に基づき教育研究評議会を設置している。さらに、学則第25条の規定に基づき各学部に教授会を置いている。埼玉大学教授会規則第3条により、理工両学部を除く各学部の教授会で審議する教育研究に関する重要事項は、1) 学部の教育課程の編成に関する事項、2) 学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項、3) 学部長並びに教員の選考に関する事項、そして、4) その他学部の教育又は研究に関する重要な事項である。理工両学部ではそれぞれの学部教授会規程により審議事項が定められている。

大学院では、文化科学研究科、教育学研究科及び経済科学研究科に、教育上の重要事項を審議するため、研究科委員会を置き、理工学研究科では教育上の重要事項のほかに、人事等の重要事項等を審議するため、研究科教授会を置いている。

なお、一部の教授会では、教授会構成員の一部をもって組織する代議員会を置いている。

各学部・研究科では、教授会又は研究科委員会等を定例で月1回程度、さらに必要に応じて臨時で開催し、各学部・研究科の意思決定機関として教育活動に関する重要事項を審議・決定している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っていると判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

当該大学においては、全学教育・学生支援機構内に設けられた全学教育企画室は、機構長、全学教育企画室長（副機構長）と、学部より選出された企画室員各1人等からなっており、事務担当者を加えた全学教育企画室会議を月2回のペースで開催し、教育に関わる事項全般にわたって検討している。企画室員は各学部・研究科の要望を企画室に伝えるとともに、企画室の企画立案した事項を学部に伝達説明し、学部の意向を集約しフィードバックする役割を担っている。さらに、機構長、企画室長は傘下の各センター長との協力体制の下、教養教育を含む全学教育が遺漏なく実施できる体制をとっている。

全学教育企画室は、1) 全学の教育方針の原案作成、2) 全学の教育に係る予算の配分及び非常勤講師配分の原案作成、3) 全学教育プログラムの企画・立案及びその実施、4) 全学の外国語教育の企画・立案及びその実施、5) 各学部及び各研究科等が実施する教育プログラムとの調整、6) ファカルティ・ディ

ベロップメント（以下「FD」という。）に関する全学的方針の策定と実施並びに各学部及び各研究科等が実施するFD活動との連携、7) アドミッションセンターへのアドミッション・ポリシーの提言、8) スポーツ教育の設計、9) 授業以外の教育サービスの企画・立案及びその実施、10) 各学部及び各研究科等に置かれるカリキュラム委員会との連携、11) 学生生活指導に関する企画・立案及びその実施、12) その他全学教育企画室の目的を達成するために必要な事項など、多様な業務を所掌している。

各学部・研究科には、それぞれの部局内における教育実施に関する案件を集中審議し、その結果を教授会等に答申する役割を担う教務委員会等を設置している。委員は部局内の学科・専攻等から選出され、教育課程や教育方法、授業時間割編成、学生の身分異動に関する事項等について審議を行っている。教務委員会等は通常、月1回程度定期的に開催している。また、各学部・研究科の教務委員長等は、全学教育合同会議（カリキュラム委員会連絡会議）に出席し、教養教育、全学の教員研修、全学の教育に関する事項等の審議に加わることによって、学部内での議論に全学的視点を反映させている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 理工学研究科では、他機関である理化学研究所等と連携し、総合的で高度な教育研究を推進する体制をとっている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 3-1-① 教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教養学部、教育学部、経済学部には学科又は課程を置き、学科又は課程には講座を1ないし複数置いて教育研究組織を構成して教員が所属し、それぞれに責任者を配置している。理工学研究科では、研究部に6研究部門を置き、各研究部門に2ないし3の領域を置いて研究組織を構成して教員が所属し、それぞれに責任者を配置している。また、理学部及び工学部では、教育組織として学科を置き、理工学研究科を除く各研究科と理工学研究科教育部では、教育組織として、専攻、コース等が置かれ、これらにおいても責任者を配置し、さらに、各種委員会が設置され、役割を分担しつつ組織的な連携体制が確保されている。

これらのことから、教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

- 3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた各部局の必要教員数以上が確保されている。

- ・ 教養学部：専任53人（うち教授42人）、非常勤54人
- ・ 教育学部：専任118人（うち教授63人）、非常勤92人
- ・ 経済学部：専任53人（うち教授33人）、非常勤40人
- ・ 理学部：専任75人（うち教授35人）、非常勤24人
- ・ 工学部：専任135人（うち教授53人）、非常勤93人
- ・ 全学教育・学生支援機構：専任8人（うち教授3人）、非常勤71人

教育上、主要な授業科目は専任教員の教授・准教授が担当し、専任教員が行うより適切であると思われる授業科目を中心に少数の教養教育科目と専門教育科目について非常勤講師を雇用し有効に活用して教育を行っている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、平成21年5月1日現在、次のとおりである。

[修士課程]

- ・ 文化科学研究科：研究指導教員57人（うち教授44人）、研究指導補助教員1人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員65人（うち教授61人）、研究指導補助教員46人

[博士前期課程]

- ・ 経済科学研究科：研究指導教員48人（うち教授33人）、研究指導補助教員5人
- ・ 理工学研究科：研究指導教員180人（うち教授88人）、研究指導補助教員12人

[博士後期課程]

- ・ 文化科学研究科：研究指導教員24人（うち教授21人）、研究指導補助教員0人
- ・ 経済科学研究科：研究指導教員21人（うち教授20人）、研究指導補助教員0人
- ・ 理工学研究科：研究指導教員122人（うち教授83人）、研究指導補助教員36人

なお、教育学研究科教科教育専攻の各専修においては「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態にかんがみ、大学院設置基準の教科に係る「専攻」において必要とされる教員数を「専修」に準用することとすれば、平成21年5月1日現在、美術教育専修において、必要とされる研究指導補助教員を2人下回っていたが、この状況は平成21年6月1日及び同年10月1日付の採用人事によって、訪問調査時には既に解消している。

これらのことから、大学院課程において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

当該大学では、教員組織の活動を活性化するために、すべての学部・研究科の教員の採用に当たって公募制を原則としている。中期計画において、「任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策」として、①教員採用方法は、一般公募制を原則とする。②各学部・研究科において、人材の多様性を確保するため必要な場合には、任期付き任用制を導入する。特にプロジェクト研究に従事する研究者については、当該制度を活用し学外からの確保に努める。③平成16年度以降、教員の採用に当たっては、教育上の経験など、教育能力を勘案して選考を行う。と定めている。なお教員の任期制は全学教育・学生支援機構や各学部・研究科の一部において、主に助教等に対して適用されている。

また、「外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策」として、④男女共同参画室を設置し、女性教員の比率を、中期目標期間中に増加させる。⑤外国人教員数の増加を図るとともに、短期招へいの制度化を図る。等の計画を定めている。

年齢構成については、教員の採用に際し、各学部・研究科ともバランスのとれた年齢階層になるように努めている。教員長期研修制度は、教育学部と理工学研究科でそれぞれ3人と1人の実績がある。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

当該大学では、採用・昇任の人事については、「国立大学法人埼玉大学教員選考基準」を基に選考を進めている。また、採用・昇任の教員人事の規定については、「国立大学法人埼玉大学教員の人事に関する規則」に定めている。教員の任期については、「国立大学法人埼玉大学教員の任期に関する規則」に定めている。

さらに、部局ごとに部局の特徴に沿った独自の基準を設けている。採用・昇任の選考に際しては、研究実績や教育実績、抱負内容などを書類審査し、教育研究上の指導能力を審査するために面接等を実施している部局もあり、学士課程においては教育上の指導能力の評価、大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

当該大学の平成16年に設置された教育・研究等評価センターでは平成16年度より全教員がウェブ入力により教員活動報告書を提出するシステムを構築して平成17年より資料収集、平成18年度より評価が実施されている。報告書の提出率はシステムの改善と提出の意義の理解の浸透により年々向上し、平成19年度以降はほぼ全員の教員が提出している。各教員の教育面での貢献について、収集された教員活動報告書データを基に各部局の長等によって個別評価がなされ、評価結果が教育・研究等評価センターに報告されている。また、平成19年度には組織としての教育活動を集計するシステムも付加されている。

全学教育・学生支援機構の全学教育企画室では、平成18年に「学生による授業評価のフィードバックの取組について」の企画・立案・調査を行い、学生への調査用紙等の改善、教員の年次活動報告に、学生による評価への対応を記載する項目の追加等の改善を加え、平成19年度より本格実施している。その結果は授業を担当している全教員に配付し、『学生による授業評価の報告書』を作成している。この報告書では解決すべき問題点を見出し、その解決方法等について提言している。各教員はそれを参考に、教育方法・内容等の改善に努めている。また、工学部では、カテゴリー及び対象科目別に学生による授業評価の結果の最高評価点の者をベストレクチャー賞の該当者として表彰している。さらに、評価は給与に反映され、評価の著しく悪い教員に対しては、部局長が面談をするなどの措置が取られている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

当該大学では、教員の採用・昇任の際には、教育活動はもとより、研究活動もその教育内容に即して審査し、採用の成否を決定している。これらを通じて、各教員について教育内容等に関連する研究活動が行われているかどうかがチェックされている。教員の研究活動は、「埼玉大学研究者総覧」を参照することで、

教育内容等と研究の関連を適宜把握することができ、教育内容と研究活動の関連性が十分示されている。
これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

当該大学の部局別・事務職員、技術職員などの配置数は以下のとおりである。

- ・総務部 事務職員数（専任 32 人、兼任 12 人）
- ・研究協力部 事務職員数（専任 23 人、兼任 21 人）、技術職員数（専任 45 人、兼任 2 人）、図書館専門職員（専任 6 人、兼任 12 人）
- ・財務部 事務職員数（専任 24 人、兼任 13 人）、技術職員数（専任 9 人、兼任 0 人）
- ・学務部
 - 全学教育課等 事務職員数（専任 34 人、兼任 33 人）
 - 教養学部支援室 事務職員数（専任 7 人、兼任 9 人）
 - 教育学部支援室 事務職員数（専任 15 人、兼任 7 人）、技術職員数（専任 0 人、兼任 2 人）
 - 経済学部支援室 事務職員数（専任 8 人、兼任 13 人）
 - 理工学研究科支援室 事務職員数（専任 22 人、兼任 32 人）

これらを合計すると事務職員、技術職員、図書館専門職員（司書資格などの図書館業務の専門知識を有する職員）は、専任・兼任（非常勤職員及び派遣職員）を合わせて、それぞれ、305 人、58 人、18 人となっている。また、このほかに、その他職員（作業員等）として専任 1 人、兼任 3 人が配置されている。

教育支援に関わる事務部門は、学務部であり、各学部・研究科に教育支援室を置いている。その職員数は事務職員、技術職員、図書館専門職員は、専任・兼任を合わせて、それぞれ、180 人、2 人、0 人であり、教育支援の内容は、学生の履修指導・試験・成績等に関する事務、課外活動に関する事務、奨学金に関する事務、留学生の支援など多岐にわたっている。

このほかに各部局には教育活動を支援する技術職員を配置し、大学院学生を TA として雇用している。技術職員は工学部各学科の実験などの教育支援が主な業務であり、研究協力部配置の 47 人等が相当する。TA については、全学教育の場合、平成 20 年度、英語教育に延べ 68 人、情報基礎に延べ 45 人など、5 科目に延べ 118 人を配置している。また各部局の専門教育の補助者として、同じく、教養学部 11 人、教育学部 51 人、経済学部 7 人、理学部 161 人、工学部 217 人、合計 447 人を配置している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA 等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

当該大学の基本理念及び教育目的に沿って、以下のように当該大学のアドミッション・ポリシーに定めている。

学士課程では、

- ・埼玉大学における学士課程の「学位授与の方針」を十分に理解した意欲ある学生を募ります。
- ・入学試験では、埼玉大学における学士課程の「教育課程編成・実施の方針」に基づいた教育を受けることが可能な学力を備えた学生を選抜することを基本とし、多様な方法によって入学者を受入れます。と平易な言葉で定められている。

大学院課程では、

- ・埼玉大学における「大学院課程の学位授与の方針」を十分に理解した意欲ある学生を募ります。
 - ・入学試験では、埼玉大学における「大学院課程の教育課程編成・実施の方針」に基づいた教育を受けすることが可能な学力・能力を備えた学生を選抜します。
- と明確に定められている。

また、中期目標に定めた入学者選抜の基本方針に、「多様なライフステージ、社会背景の社会人学生を積極的に広く受け入れる」と、「国際教育を実践するために、外国人留学生を積極的に広く受け入れる」ことなどを掲げている。

各学部、各研究科のアドミッション・ポリシーもそれぞれの特性に応じて定めている。アドミッション・ポリシーは、大学案内、各学部案内、学生募集要項等、入試説明会資料、大学のウェブサイトに明記し公表するとともに、大学説明会（平成20年度9,700人参加）などの各種説明会等において、学生だけでなく保護者、高等学校関係者、予備校関係者等に説明し周知を図っている。上記案内の各年間配付部数は50,000部を超えており、入学定員の30倍以上である。大学のウェブサイトにある「受験生の皆さんへ」の平成20年1月から平成21年3月までのアクセス数は10万件を超えている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

当該大学では、学部入学試験、大学院入学試験の実施総括等の業務を行うアドミッションセンターを設

置している。学士課程の入学試験においては、各学部からの兼任教員をセンター員として配置し、入学者受入方針等、学部間の入試情報共有化を図っている。入学者選抜は、学部ごとに定められているアドミッション・ポリシーに沿って一般選抜試験（前期・後期）と特別選抜試験により多様な入学者選抜を実施している。

一般選抜試験は全学部で実施し、前期・後期日程ごとに、それぞれの学部及び学科・課程で利用する大学入試センター試験の教科・科目及び個別学力検査等を課す教科・科目並びに配点を定めて、学生募集要項に公表している。

推薦入学試験、帰国子女特別選抜、中国引揚者等子女特別選抜及び私費外国人留学生特別選抜からなる特別選抜試験についても、実施する学部及び学科・課程ごとにアドミッション・ポリシーに沿った選抜方法を定め学生募集要項に公表している。

大学院課程では、研究科ごとに定めたアドミッション・ポリシーに沿って、一般選抜、社会人特別選抜、私費外国人留学生特別選抜における提出書類、学力検査、小論文、論文、実技検査及び面接等による選抜方法を定め、学生募集要項に公表し、選抜を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

学士課程における私費外国人留学生、社会人（経済学部夜間主コースのみ）及び編入学希望学生を対象とした入学者選抜では、選抜方法を工夫している。例えば、私費外国人留学生特別選抜では、日本留学試験、学力検査、面接、実技試験（教育学部）、小論文（経済学部）等を課している。社会人を対象とする入試（経済学部夜間主コース）では、小論文、面接等を課している。編入学試験では、学力試験（社会人特別選抜は免除）や面接等を課している（教養学部）。

大学院課程では、研究科ごとに、提出書類、学力検査、小論文、実技検査及び面接等を組み合わせて留学生・社会人・現職教員等特別選抜を実施している。これらの試験を通して留学生及び社会人を積極的に受け入れる体制が実質的に機能している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

当該大学の入学者選抜を実施するため、学長の下、全学教育・学生支援機構にアドミッションセンターを設置している。各学部からの兼任教員をセンター員として配置し、学部間の入試情報の共有化を図るとともに、手引等を作成している。この手引等によって手順を確実に踏むことにより公正に入学者選抜を遂行している。入試問題作成については、学長が各教科科目について専門委員・問題作成委員を任命して作成するとともに、アドミッションセンターの責任において、点検・相互点検・校正・印刷の作業を確実に実施する体制をとっている。

大学院課程では、各研究科で定める入学者選抜試験実施要項等の方針に従って入学者選抜を実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

学士課程では、アドミッションセンターに研究開発部会を設置し、恒常的に入試形態別の入学試験実施状況データと単位修得、進路状況などの就学後の教務データを分析している。その結果は各学部に提供され、各学部・学科・課程のアドミッション委員会において、入学試験実施状況データと教務データ及び進路状況（平成18年度の学士課程における卒業率は73.7%）を分析し、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実施されているかを検証している。

その検証結果を、各種選抜方法の入学定員、入学試験科目、配点の変更、推薦入試への大学入試センター試験の導入及びAO入試の導入など、入学者選抜の改善に役立てている。

大学院課程では、各指導教員が学生の教育・研究の達成度を個別に把握し、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実施されているかを検証している。また、理工学研究科の一部の専攻では、入学者選抜の多様化に対応して、秋期入学の実施や外国語科目評価へTOEICを導入するなど、入学者選抜の改善に取り組んでいる。なお、平成18年度の修了率は、修士課程・博士前期課程で81.4%、博士後期課程で54.7%となっている。

その他、全学教育・学生支援機構にて、卒業生を採用した企業へアンケートを行っており、「専門知識を身に付けている」「問題や課題に対して対処する柔軟性や独創性を持っている」等の項目で高い評価が得られている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成17~21年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成20年度に募集を開始した教育学部（3年次編入）については、平成20~21年度の2年分、また、平成18年度に改組した理工学研究科（博士前期課程・博士後期課程）は平成18~21年度の4年分。）

[学士課程]

- ・ 教養学部：1.13倍
- ・ 教養学部（3年次編入）：1.15倍
- ・ 教育学部：1.04倍
- ・ 教育学部（3年次編入）：0.30倍
- ・ 経済学部：1.14倍
- ・ 経済学部（3年次編入）：1.32倍
- ・ 理学部：1.05倍
- ・ 工学部：1.06倍

[修士課程]

- ・ 文化科学研究科：1.10倍
- ・ 教育学研究科：0.98倍

[博士前期課程]

- ・ 経済科学研究科：1.12倍

- ・ 理工学研究科：1.18倍

〔博士後期課程〕

- ・ 文化科学研究科：1.40倍
- ・ 経済科学研究科：1.30倍
- ・ 理工学研究科：1.13倍

経済学部（3年次編入）及び文化科学研究科（博士後期課程）、経済科学研究科（博士後期課程）については入学定員超過率が高い。また、教育学部（3年次編入）については入学定員充足率が低い。

学士課程の実入学者数は、平成17～21年度の5年間において、一部を除き入学定員を満たしており、ほぼ適正な状況にある。大学院課程の実入学者数においては、専攻単位でみると一部の研究科で定員を大幅に超過、あるいは下回る状況にある。これについては、専攻別の専門分野の整理・統合と教員配置を検討するとともに、定員を大幅に下回った専攻に新たなスキル開発教育プログラムを導入し、教育力の充実を図ることにより志願者数を確保するなどによる実入学者数の適正化に取り組んでいる。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は学士課程の多くの3年次編入及び大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 学士課程の多くの3年次編入及び大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

- 5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の趣旨に沿ったものになっているか。

当該大学では「専門性を軸に幅広い教養を備えた人材の育成」（学則第1条）という大学全体の教育目的を達成するため教育課程の授業科目を学則第37条によって教養教育科目と専門教育科目に区分し、その上で各学部の教育目的（学則第14条）と授与する学位に対応させて教育課程を各学部規程に定めている。さらに、授業科目を各年次に配当して教育課程を編成している。

授業科目の配置及び教育課程の編成の原則は、少なくとも一つの専攻分野において高度な専門性を達成することのできる「深さ」、専攻分野以外にも一定の学問的知識と素養を達成する「広さ」、幅広く諸領域を学んだときに、体系的関連性を持ったまとまりのある範囲を学ぶ「相互関連性」を重視して「教育三原則」と定めている。

授業内容と教育課程編成の趣旨との関連については、各学部の専門教育では主に「深さ」を達成するための科目として開設している。専門教育科目は必修科目、選択必修科目、指定選択科目、選択科目などに区分され、教育の目的や授与する学位にふさわしい科目を各学年に配当して学年進行に伴い基礎的科目から専門性の高い科目へと履修できるように設定している。

これに対して、教養教育においては、学部の枠を越えた教養教育を通じて専門性と幅広い知識を兼ね備

えた人材を育成することを目指して平成 17 年度から新しい教養教育を実施している。具体的には、従来の全学出動方式から「全学開放型」の教養教育に転換し各学部の専門基礎的な教育科目を全学に開放する方針に変更した。

「広さ」を達成するために、教養教育科目として、外国語系 18、人文系 77、社会系 57、自然系 67、情報系 4、体育系 2 の授業科目を開設している。さらに「広さ」に加えて「深さ」を達成するための各学部による開放科目を学問体系的にまとめた副専攻プログラムとして人文系 4、社会系 1、自然系 15 のプログラムを開設している。また、「相互関連性」を達成するために、テーマ教育プログラムの「社会と出会う」「環境を知ろう」「世界を翔ける」を開設している。これらに加えて、平成 21 年度から国際社会で活躍する人材育成のため、TOEIC 試験 600 点以上の全学部からの希望者から選抜する特別教育プログラム「Global Youth」（指定校への 1 年間の留学を必修とする）を開設した。

これらのプログラムは選択制であるが修了認定要件単位数は 20~50 単位であり、専攻分野以外の分野についてもより深く、より広く、体系的に学ぶことができ、当該学生の所属する学部教授会の議を経て修了証が授与される。さらに、基礎的な教養教育として、TOEIC をターゲットとした CALL (Computer Assisted Language Learning : コンピュータ支援言語学習) 授業と対面授業からなる英語スキル教育プログラム、全学的な情報リテラシー教育を行っている。

各学部の卒業に必要な教養教育科目単位数及び専門教育科目単位数は、教養学部で 32 単位及び 92 単位、教育学部で 20 単位及び 110 単位、経済学部昼間コースで 32 単位及び 92 単位、経済学部夜間主コースで 20 単位及び 104 単位、理学部で 32 単位及び 92 単位、工学部で 26 単位及び 98 単位である。また、教養教育科目と専門教育科目の全体的な配置は、教養教育科目の履修を 1、2 年次だけでなく 3、4 年次でも行うことができ、専門教育科目の履修を 1 年次から行うという、いわゆる「くさび型」の 4 年一貫体系となっている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズや社会からの要請に対応する全学に共通するプログラムとして副専攻プログラム、テーマ教育プログラム、専門教育プログラムを開設して学問的な知識の「広さ」等を修得することを可能にしている。英語についてはコンピュータを利用したユニークな英語教育として独自に開発したシステム・コンテンツによる CALL による教育を実施している。

教養学部・教育学部・経済学部・理学部では学部相互間、理学部では他大学と、教育学部・経済学部・工学部では海外の大学との単位互換が可能となっている。特に理学部における茨城大学・富山大学・信州大学・静岡大学との単位互換のネットワークは広域で運用されている。また、放送大学の科目の修得単位を教養科目単位として認定（教養教育）している。

当該大学以外の教育施設等における学修については、単位を当該大学の単位として認定することができるところが学則等で定められている。インターナーシップによる単位認定（全学部）では参加学生数が近年 400 人を超えており、教育学部では埼玉県教育委員会及びさいたま市教育委員会と連携して実践的な教育の場を提供している。英語検定試験の点数による単位認定も行っている。

なお、学生のボランティア活動については、「学校フィールド・スタディ」等の一部の科目で単位化している。大学院教育科目を学部に開放（教養学部・経済学部）したり、教員の研究成果や学術の進展を反

映させた授業科目を設ける（全学部）等、学部学生の学習意欲にこたえている。また、工学部では7学科中5学科の教育プログラムがJABEE（日本技術者教育認定機構）の認定を受け、修了者には技術士の試験において1次試験が免除されている。

また、次のとおり文部科学省の各種大学教育改革プログラムに採択され、それぞれ取組を行っている。

- ・平成17年度文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代G P）」に採択された「大学・地域・学校連携型特別支援教育の推進—発達支援相談室「しいのみ」を拠点として—」では、学生を学校現場に派遣して発達障害児の生活・学習をサポートする等の取組を行い、「埼玉方式」と呼ばれる新しい試みを開発している。支援期間終了後については、電話相談の実施、セミナーの開催、学校コンサルテーションの実施、特別支援教育臨床センターの設置等を行っている。
- ・平成19年度文部科学省「ものづくり技術者育成支援事業」に採択された「バーチャルトレーニングと実習を融合したものづくり技術者の育成支援」では、当該大学で開発したVR技術と情報通信技術を融合したインタラクティブ型技能伝承・技能訓練システムと地元企業でのインターンシップにより、新たなものづくり教育を目指した。
- ・平成18年度文部科学省「資質の高い教員養成推進プログラム（教員養成G P）」に採択された「協働する実践者」としての幼稚園教員養成—幼小5年間のスペシャリスト養成をめざす地域連携型プロジェクト」では、地域と大学との往還的な教員養成カリキュラムを開発し、県内の幼少交流活動の実践が図られた。支援期間終了後については、授業科目の「学校フィールド・スタディ」の一部に位置付け、学部として取り組み、継続している。
- ・平成19年度文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に採択された「驚きと感動をつたえる理科大好き先生の養成—実験・観察のスキルアップを目指した大学・学校・地域連携プロジェクト」では、小学校教員を対象とした研修会、出前授業を実施し、ワークショップ、講演会等を開催し、理科の実験・観察におけるスキルアップが目指され、実験・観察授業のために教材・教具の開発も行われた。支援期間終了後については、研修会、出前授業、教材・教具の開発等を継続して行い、「実験・観察おたすけ隊」等の活動はさいたま市の多数の小学校に及んだ。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか

当該大学の学年暦によれば、各授業科目の授業を行う期間は、補講・試験の期間を除いて15週確保されている。

単位修得の評価は、「埼玉大学単位修得の認定に関する規則」により全学共通で定めているG P(Grade Point)によって行っているが、その平均値(G P A: Grade Point Average)の数値は、学習の評価に適当であり、学生に努力目標を与えるなど単位の実質化に役立っている。

1 単位の学修時間を十分に確保して単位を実質化するために履修登録科目数の上限を定めるよう学則で規定している。教養学部では単位の実質化を図る上で単位修得の評価をG P Aで行ないG P Aが一定の数値を超えた学生に対しては、C A P制による履修登録単位制限を緩和するとともに、2・3年次生のG P A最優秀者を学部長が表彰している。教育学部ではG P Aの数値を使って成績不良者（学期G P Aが2学期連続して2未満の場合）を認定し、成績不良者に対しては、学習姿勢改善の警告書を発行するとともに、次学期における登録の上限を課している。経済学部では「G P及びG P Aに関する経済学部細則」によりG P A制度を実施し、履修登録できる上限単位数の緩和・制限に使用している。理学部では成績優

秀者の選出にG P Aを利用している。このようにG P Aの数値を用いてC A P制度を柔軟に運用して学生の学習意欲を高めている。

その他、学部ごとに管理・運営されたコンピュータ室の開放（全学）、無線L A Nの全学的な導入、自習室の設置（全学）、研究資料室の設置（経済学部）、教養教育における「英語なんでも相談室」の開設などの取組を実施している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各学部では、講義のほかに、演習、実習、実験、卒業論文指導など様々な形態で授業を行っている。

教養学部、及び工学部機械工学科の例では、専門科目の開講科目の単位数はそれぞれ 216、144 であるが、開講科目の講義・演習・実習（実験）・卒業論文又は卒業研究の割合はそれぞれ 42.6%・36.1%・6.5%・14.9%、及び 79.2%・10.4%・6.3%・5.3% であり、文系・理系の専門教育の進め方に工夫がみられる。

また、学習内容に応じた学習指導の効果を高めるため少人数授業・対話討論型授業・フィールドワーク型授業・グループ活動・メディアを活用した授業・情報機器の活用・T Aの活用などが各学部で行われている。理学部の少人数授業の例では、分子生物学科の「植物分子生理学演習」において卒業研究学生を対象に原著論文の読解力、批判的理 解力や論文作成能力などを学習することを目的にしているが、卒業研究との組み合わせで高度な研究能力をはぐくむことも可能になっている。また、工学部の機能材料工学科では「機能材料基礎演習Ⅰ」において、少人数の習熟度別クラスを編成している。建設工学科では「テーマ研究Ⅰ」「テーマ研究Ⅱ」において、少人数の授業を行い、グループ討論や研究発表を行いプレゼンテーション能力の向上を目指している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学生に学修の動機付けを行い、学習計画立案を容易にし自習を促すため、すべての授業科目は電子シラバスが作成され、これをウェブサイトで公開している。電子シラバスには、科目名検索、教員名検索、キーワード検索、全文検索等の検索機能がある。シラバスに対する学生の評価では、「よく理解できた」と「理解できた」を合わせると、前期・後期とも 70%台であり、「そうは言えない」の比率は極めて低い。また、電子シラバスへのアクセス数は履修申告を行う 4 月と 10 月に多く 100 万件を超えており、その他の月にもかなりのアクセスがあるので、学生は科目選択の時だけでなく、科目の履修中にもシラバスを利用していることがわかる。ただし、記述内容に教員間でかなりの精粗がある。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

全学教育企画室（教養教育）ではC A L L自習室を設け、また、学生からネイティブスピーカーの教員に対して英語教育に関する質問を受け付ける相談室を設けている。さらに、各学部では自習室を設け、教員が相談にのるオフィスアワーを設定したり、学部によってはコンピュータ・インターネット利用のため

の部屋や文献調査のための研究資料室を開設し、これらによって学生の自主学習を支援している。

基礎学力不足の学生に対する取組としては、入学時にTOEIC試験を実施して、その結果により基礎学力不足の学生には「Basic English」を開講して、英語力の向上を図り、また、数学・物理についても基礎教育センターがリメディアル授業を実施している。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

経済学部では、社会人教育を中心とした夜間主コースを設置している。夜間に開講される授業の受講だけで4年間で卒業できるように時間割を組んでいる。教養教育科目については教養学部、理学部、工学部が経済学部夜間主向けの教養教育科目を開設している。専門教育科目については、演習の単年度履修など、社会人の学習環境に配慮しながら、おむね昼間コースと同様の授業科目を開設している。このほか、夏期集中講義を開講したり、昼間コースの授業科目を履修できる制度も設けている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価基準については、学則及び「単位修得の認定に関する規則」で、試験・論文・研究報告等による成績評価、単位の算定方法、G Pによる合格の基準、G P Aの計算方法、追試験の実施、単位の取り消し等について定め、すべての学部で運用している。特に教養教育科目については「教養教育科目についての成績評価基準」（平成 19 年 12 月 18 日制定）を運用し成績評価の基準を定めている。単位修得の評価は G P によって行うが、単位修得の認定に関する全学共通の基準を定めている。

卒業認定基準については、学則第 47 条で 4 年の標準修業年限や早期卒業について定め、さらに、各学部で卒業の要件となる系統別教養教育科目（単位数）、及び専門教育科目（単位数）を定めている。これらの基準に従って、各教員が成績評価、単位認定を行い、各学部が卒業認定を行っている。

成績評価基準・卒業認定基準の学生への周知は、各学部で発行した履修案内（ただし、教育学部では履修の手引き）やガイドス、各授業科目の電子シラバスで行っている。

平成 19 年度の全授業科目の単位修得率は 83% であり、工学部を例にとると、Web 成績登録システムにより収集・作成した平成 20 年度（括弧内は平成 19 年度）成績分布では優・良・可・不可の割合は 41.7% (42.2%) • 23.8% (24.4%) • 17.2% (16.5%) • 17.4% (16.9%) となっており、年ごとの変動は少なく妥当な分布となっていることが確認できる。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績

評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

学生からの成績評価に関する疑問や異議については、成績に対する問い合わせ・異議申し立てを受け付け、回答する制度（成績評価再確認制度）を設け、教養教育科目に関するものは全学教育課教養教育係が窓口、専門教育科目については各学部の学務係を窓口として運用している。この制度に付随して成績評価の根拠となった資料（試験答案、レポートなど）を5年間、各学部の学務係あるいは教員研究室で保管することを定め（「埼玉大学定期試験答案等の保存に関する取扱要項」平成18年11月30日制定）、実行している。従って学生の要請に応じて学生本人に確認させることができる。また、理学部ではウェブサイト上で模範答案の掲示、試験答案の返却、工学部では、試験問題に対する模範答案の開示や、保存のためにコピーをとった試験答案、実験レポートの学生への返却を行っている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

＜大学院課程＞

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院全体の教育の目的を大学院学則第1条に定め、各研究科の教育の目的を大学院学則第5条、及び第5条の2に定めている。教育目的に対応して授与する学位は、修士（文化科学）・博士（学術）（文化科学研究科）、修士（教育学）（教育学研究科）、修士（経済学）・博士（経済学）（経済科学研究科）、修士（理学）・修士（工学）・博士（理学）・博士（工学）・博士（学術）（理工学研究科）である。

各研究科では、各研究科規程により各専攻の教育目的と授与する学位に照らして十分な数と広がりを持つ授業科目を設定して教育課程を編成している。修了に必要な単位数は修士課程・博士前期課程で30単位以上、博士後期課程で12単位以上（経済科学研究科・理工学研究科）、又は15単位以上（文化科学研究科）と定められている。

また、一部の課程を除き、すべての研究科において、当該大学の他研究科、他大学の大学院及び外国の大学院の授業科目の履修と、履修した授業科目の単位の認定を受けることができるので、所属専門分野のみならず必要に応じて専門分野以外の知識を得ることができる。これらの規則等はそれぞれの研究科の履修案内あるいは履修の手引きに掲載されている。

例えば、文化科学研究科では、修士課程では共通科目、専門基礎科目、専門科目という三層化したカリキュラム構成を実施している。共通科目は外国語によるコミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を養成する研究支援科目及び留学生の基礎学力向上を支援する留学生向け科目からなる。専門基礎科目は講義を中心とし、専門を深める前提となる基礎力の養成と同時に、専門外の学生にとってはその専門分野を活かすための広い視野・知識の習得を目指している。専門科目は高度な専門知識を扱う授業でおおむね演習形式をとっている。修了に必要な30単位中、専門科目6単位に加えて共通科目・専門基礎科目から4単位を含めることを条件としている。博士後期課程では、修了に必要な単位数は15単位以上であり、総合演習科目、研究支援科目、特別研究科目という三つの層でカリキュラムを編成し、幅広い学識を涵養しつつ文化の諸相について専門的研究能力を目指している。

さらに、理学部と工学部を主たる学部基盤とする理系の理工学研究科では、博士前期課程に「特論」「輪講」「特別研究」という基本構造で教育課程を編成している。「特論」は、各専門分野のテーマに関わる基礎的・専門的内容を通常の講義形式で行い、「輪講」は、研究テーマに関連した専門的論文の相互輪読

(受講生による発表と質疑)を行う。「特別研究」は、修士論文に関わる研究に直結した活動全般を含む(例えは理論中心に進める場合から実験中心に進める場合まで、コースやテーマの専門性によって、幅が広い)。以上を根幹としつつ、コース間の連携や先端知識の講義を行う「特別講義」、産業界との連携による「インターンシップ」などを配した編成をとっている。

理工学研究科博士後期課程では修得しなければならない単位数は 12 単位(3年間)と、博士前期課程に比べて少なく設定されている。これは、博士後期課程の学生が達成すべき最重要事項が、学位論文作成による学位取得であることを反映している。授業は専門科目(6 単位以上)、特別演習(2 単位)、特別研究(2 単位)という基本構造で編成している。これらは、それぞれ、遂行上必要な専門知識の講義、それに関する演習、論文作成に対応している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズ、社会からの要請に対応して、学術交流協定を結んだ協定校への留学制度(すべての研究科)、彩の国さいたま芸術劇場、埼玉県立近代美術館等での実習授業(文化科学研究科)、教育委員会からの現職教員の受入(教育学研究科)、社会人学生が転勤する場合に備えた国立 12 大学との間での転入学の制度(経済科学研究科)、他研究科・他大学(海外を含む)の授業科目を博士前期課程では 10 単位まで、博士後期課程では 6 単位まで履修することを認める制度(理工学研究科)がある。

また、教員の最新の研究成果や最近の学問の進展状況を反映した内容を取り込んだ授業は、各研究科で実施されている。さらに、平成 19 年度文部科学省「大学院教育改革支援プログラム(大学院 G P)」に採択された「人文学によるスキル開発教育プログラム」では、運営・管理・評価・開発に関わるプログラム=マネージャーを雇用し、実験的な授業を開講している。

平成 19 年度文部科学省大学院 G P に採択された「環境社会基盤国際連携大学院プログラム」では、国際的に通用する高度専門技術者の養成を目指し、新しい教育プログラムの開発を図っている。

平成 20 年度文部科学省大学院 G P に採択された「地域環境保全エキスパート養成プログラム—グローバルナノファブリケーションを実践する創造型人材の養成—」では、循環型社会システムの構築に貢献する人材の育成のため、現場支援型プロジェクトを構築している。

平成 19 年度には文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム(海外先進教育実践支援)」に「ヒューマンインターラクションの文理融合教育」が採択され、人文・社会科学と工学の研究者が協力し、科学技術振興に貢献する人材の育成を目指している。

平成 20 年度に文部科学省特別教育研究経費による「連携大学院による地域型新生モノづくり教育推進プロジェクト—グローバルナノファブリケーションを実践する創造型人材の養成—」では、理工学研究科博士前期課程機械科学系専攻の中に「グローバルナノファブリケーション特別コース」を設置し、理化学研究所、地域企業と連携して、地域ニーズにこたえる人材を養成することを目指している。

平成 20 年度に文部科学省特殊要因経費(政策課題対応経費)による「4 大学院連携先進創生情報学教育研究プログラム」では、当該大学を幹事校として、茨城大学、宇都宮大学、群馬大学の 4 校で連携して博士前期課程の教育カリキュラムを構案するプログラムを実施している。これらは地域の要請にこたえるものであるが、学生の教育においても多様な勉学の機会を提供している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反

映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院学則によって単位修得の認定は試験又は研究報告書によると定めており、成績の評価については各研究科規程で定めている。

例えば、文化科学研究科では単位の実質化に向けて、学生の勉学意欲を高めるために『博士学位論文（論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨）』『修士学位論文・特定課題研究要旨集』を編集・公刊したり、インターンシップや協定校への留学制度によって学外の学習を通じて主体的学習を行わせたり、優秀な成績を収めた意欲ある学生に対して標準修了年限を短縮できる制度を設け、学生の学習意欲の向上を支援している。

また、各研究科において授業は少人数で行われる場合がほとんどであり、教員の学習指導の工夫が行き届いており、時間や場所を柔軟に運用して学生に対する研究指導を行ったり（教育学研究科、経済科学研究科）、学術講演会を催して学生の勉学への動機付けを行っている（すべての研究科）。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各研究科の各専攻では、講義など特定の授業形態に偏ることなく、講義、演習（セミナー）、実習、実験、ワークショップ、フィールド研究、プロジェクト研究、インターンシップなど授業内容により多様な授業形態を組み合わせて学習指導が行われている。

学位論文の作成を細かに支援する「特別研究」（文化科学研究科、理工学研究科）、教育現場での実践的な実習（教育学研究科）、遠隔授業による埼玉本校と東京ステーションカレッジでの同時受講（経済科学研究科）などが行われており教育内容に応じた学習指導の工夫がみられる。いずれの研究科においても少人数で授業が行われるため細かな配慮に基づく臨機応変の工夫が可能となっている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

大学院のシラバスについては、各研究科の教育課程の編成の趣旨に沿って、学部と同様にすべて電子シラバスを作成し、学内・学外から閲覧できるようにしている。記入の内容は学部ほど詳細ではないものの、学部と同じ書式で、必要な項目（講義番号、授業科目名[英語授業科目名]、担当教員[ローマ字表記]、科目区分、開講学部、開講学科、単位数、必修・指定選択・選択の別、開講学期（期別）、曜日時限、教室、対象年次、初年時教育科目、クラス指定、他との関連、履修条件等、テーマ・副題、授業の教育目的・目標、授業キーワード、授業の内容、授業の方法、授業展開、成績評価方法、成績評価基準、テキスト、参考図書、学生へのメッセージ、オフィスアワー、連絡先、人数制限、その他・備考）について教員が作成し、これをウェブサイト上で学生が適宜閲覧し、履修科目の選定などに利用している。ただし、記述の内容に教員間でかなりの精粗がある。

のことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

文化科学研究科、教育学研究科、経済科学研究科では、夜間に履修を希望する学生（主に社会人学生）のために夜間に開講している。土曜日、日曜日の昼間開講も行っている。経済科学研究科ではITを活用した遠隔授業を行っている。経済科学研究科では、都心に勤務する学生のため、本校とは別に東京ステーションカレッジ（場所は東京駅に隣接するSAPIAタワー9階）を開設し学生に便宜を図っている。

また、所定の年限では履修が困難な学生のために長期履修制度を文化科学研究科、教育学研究科、経済科学研究科及び理工学研究科において設けている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

各研究科において、様々な指導体制が整備され研究指導、学位論文作成のための計画・スケジュールの指導が行われている。

文化科学研究科では学位論文に係る指導については、修士課程では、履修案内の「修士課程の履修方法等について」に記載されているように、「特別研究Ⅰ～Ⅳ」という必修科目を設けて、指導教員を中心とする関係教員の指導に基づき学位論文又は特定課題研究の成果に結実する研究を行うための指導を受け報告書を提出しなければならない。「特別研究Ⅱ」については、定められた発表会において、その成果を口頭で発表する。「特別研究Ⅳ」は、学位論文又は特定課題研究の提出に至るまでの研究を、指導教員が評価することによって単位を認定している。また、博士後期課程でも、履修案内の「博士後期課程の履修方法等について」に記載されており、「特別研究Ⅰ～Ⅲ」を設けて同様に計画的に行っている。本科目も指導教員を中心とする関係教員の指導に基づき、学位論文又は特定課題研究の成果に結実する研究を行うための必修科目であり、履修の際には所定の期間に研究計画書と研究実績報告書を提出しなければならず、また、その成果を口頭で発表しなければならない。

教育学研究科では各学生に1人以上の指導教員を置き、授業の履修から修士論文まで全般にわたって指導を行っている。修士課程院生1人に対し、1年次より主指導教員1人、副指導教員2人を配置し、「課題研究Ⅰ～Ⅳ（各1単位）」の指導体制がとられている。また、学際的な意味合いから、必要に応じて他の教員が補助的な指導を行うこともある。学部から大学院に入学してきた学生のほか、長期研修として大学院で学ぶ現職教員、各国からの留学生が在籍できるよう配慮しており、様々な立場から意見や情報を交換し、幅広い知識を共有できるよう図っている。

経済科学研究科の博士前期課程では、教育の趣旨は、社会人が在職のまま履修し標準修業年限内に研究指導を受け、学位論文を提出することにある。そのため学生1人に対して、1年次から主指導教員1人と副指導教員1人を配置している。博士後期課程では主指導教員1人、副指導教員2人の体制で研究指導・

学位論文指導を行っている。また、学生が論文を発表する機会として、査読付学術誌『経済科学論究』を毎年発行している。

理工学研究科博士前期課程では、学位論文に関する指導は1人の指導教員でよい規定になっているが、学位論文審査においては指導教員のほか2人以上の教員が当たっており、異なる複数の観点からの評価・助言を行う体制を構築している。博士後期課程の学位論文に関する指導は、理工学研究科規程により主指導教員1人と副指導教員2人により行っている。さらに、学位論文審査は、専攻分野の教員及び学位論文に関係ある教員の中から4人以上が当たっており、異なる複数の観点からの評価、助言を行う体制を構築している。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

研究指導、学位論文に係る指導については、修士課程・博士前期課程では、文化科学研究所において主指導教員1人（研究指導上必要であると認めるときは副指導教員を置く）が担当し、理工学研究科において指導教員1人が担当し、教育学研究科と経済科学研究科において主指導教員1人・副指導教員1人が指導を担当し、博士後期課程ではすべての研究科で主指導教員1人・副指導教員2人の計3人で指導を担当している。これらの指導教員の指導の下で、研究テーマの相談、学位論文につながる授業科目「特別研究」（文化科学研究所）・「課題研究」（教育学研究科）が行われている。また、経済科学研究科博士前期課程及び後期課程のガイダンスと同日に学生は研究テーマやその進め方などについて研究室を訪問して教員と相談を行っている。理工学研究科の博士前期課程では中間報告会等により複数の教員による評価・助言の機会としている。

さらに、教育・理解能力を実践的に育成するためにTAとして採用し教員としてのトレーニングの機会を与え、研究能力育成に資るためにRAとして採用している。各部局におけるTAの配置人数は工学部・理学部を中心として500人を大きく上回り、情報教育・英語教育・基礎教育を支援している。RAの採用人数は50人に満たないが理工学研究科を中心に採用している。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

大学院学則及び各研究科規程により成績の評価基準と修了認定基準を定めている。これらの規程を履修案内（あるいは履修の手引き）などに各研究科について掲載して周知を図っている。成績評価については、大学院学則・研究科規程に定めた評価基準とシラバスに明示されている科目ごとの成績評価基準により、単位認定を各授業担当教員が実施している。

修了認定は、各研究科規程の修了要件に基づき研究科委員会が行っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文に係る研究成果の審査及び最終試験など全学共通の評価の手続きについては「国立大学法人埼玉大学学位規則」で規定している。これを受け各研究科が修士論文、博士論文の評価基準を定め、審査手続き及び評価基準を定め、履修案内等に掲載し、これを学生に配付しその内容を各学年向けのガイダンスなどで大学院学生に説明し、経済科学研究科についてはウェブサイトにこれらの評価基準を掲載している。学位論文の審査及び最終試験は、「埼玉大学学位規則」に定めるように審査委員会が行い、審査委員会の報告に基づき、研究科委員会がこれらの合否を判定している。修了認定は、各研究科規程の修了要件に基づき、各研究科委員会が行っている。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5—7—③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

当該大学大学院では、学生が成績評価に疑義がある場合には、各授業担当教員あるいは学務係に問い合わせ、これに教員が回答する制度（成績評価に対する異議申し立て制度）などを実施している。

成績評価の根拠となる資料については各研究室あるいは学務係で5年間保管することをすべての研究科で決め、学生からの申し立ての受付窓口を準備している。

理工学研究科の多くの教員の成績判定には当該大学教員の開発による判定システムを用いている。これは、学則やあらかじめ教員がシラバスに明記した基準などに基づいて機械的に判定結果を得るものであり、判定の正確性と客観性が確保される。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 各授業科目の授業を行う期間が補講・試験等の期間を除いて15週確保されている。
- 経済科学研究科では、主に都心に通勤する社会人学生を対象に、東京ステーションカレッジを開設している。
- 平成17年度文部科学省現代GPに「大学・地域・学校連携型特別支援教育の推進—発達支援相談室「しいのみ」を拠点として—」が採択され、学生を学校現場に派遣して発達障害児の生活・学習をサポートする等の取組を行い、「埼玉方式」と呼ばれる新しい試みを開発している。
- 平成19年度文部科学省「ものづくり技術者育成支援事業」に「バーチャルトレーニングと実習を融合したものづくり技術者の育成支援」が採択され、当該大学で開発したVR技術と情報通信技術を融合したインタラクティブ型技能伝承・技能訓練システムと地元企業でのインターンシップにより、新たなものづくり教育を目指した。
- 平成18年度文部科学省教員養成GPに「協働する実践者」としての幼稚園教員養成—幼小5年間のスペシャリスト養成をめざす地域連携型プロジェクトーが採択され、地域と大学との往還的な教員養成カリキュラムを開発し、県内の幼少交流活動の実践が図られている。
- 平成19年度文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に「驚きと感動をつたえる理科大

好き先生の養成－実験・観察のスキルアップを目指した大学・学校・地域連携プロジェクト－が採択され、小学校教員を対象とした研修会、出前授業を実施し、ワークショップ、講演会等を開催し、理科の実験・観察におけるスキルアップが目指され、実験・観察授業のために教材・教具の開発も行われている。

- 平成 19 年度に文部科学省大学院 G P に採択された「人文学によるスキル開発教育プログラム」「環境社会基盤国際連携大学院プログラム」及び平成 20 年度に文部科学省大学院 G P に採択された「地域環境保全エキスパート養成プログラム－グローバルナノファブリケーションを実践する創造型人材の養成－」では、それぞれ得られた研究成果を教育に反映させるように試みている。
- 平成 19 年度文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム（海外先進教育実践支援）」に「ヒューマンインターラクションの文理融合教育」が採択され、人文・社会科学と工学の研究者が協力し、科学技術の振興に貢献する人材の育成を目指した。
- 平成 20 年度に文部科学省特別教育研究経費による「連携大学院による地域型新生モノづくり教育推進プロジェクト－グローバルナノファブリケーションを実践する創造型人材の養成－」では、理工学研究科博士前期課程機械科学系専攻の中に「グローバルナノファブリケーション特別コース」を設置し、理化学研究所、地域企業と連携して、地域ニーズにこたえる人材の養成を目指している。
- 平成 20 年度に文部科学省特殊要因経費（政策課題対応経費）による「4 大学院連携先進創成情報学教育研究プログラム」では、当該大学を基幹校として、北関東の 4 校で連携して博士前期課程の教育カリキュラムを構案するプログラムを実施している。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

当該大学では、学生が身に付ける学力、養成しようとする人材像等については、「研こう！知と技 埼玉大学」という標語の下、ウェブサイト、大学案内、学生募集要項等に具体的に明示されている。その達成状況を検証・評価するため学内では全学教育・学生支援機構の下に、各学部の代表によって構成される全学教育企画室を組織し全学的に情報を共有している。具体的な課題の検討・実施に関しては機構の下に各種のセンターを設置してそれが担当すべき課題について対応している。

また、卒業（修了）生の就職先（民間企業や小中学校）に対してアンケート調査を実施し、教育目標の達成状況を検証し、その結果に基づいて各学部のFD委員会、カリキュラム委員会、教授会で教育方法の改善策を検討している。

平成17年度にスタートした新しい教養教育プログラムについては、3年目の平成19年度に、組織的教育改善システムの一環として、設定された目標に対する到達状況の点検・評価を行った。また、工学部5学科は、卒業生の到達目標を明確にした教育プログラムを持つものとして、JABEEの認定を受けている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成19年度における単位修得率（括弧内は平均GPA）は、教養教育では85.1%（2.99）、専門教育については、教養学部82.5%（2.88）、教育学部91.3%（2.91）、経済学部（昼間主コース）68.2%（2.73）、経済学部（夜間主コース）64.7%（2.63）、理学部76.4%（2.66）、工学部79.7%（2.29）、学部全体では81.6%（2.73）である。大学院における単位修得率は文化科学研究科86.9%、教育学研究科96.2%、経済科学研究科85.1%、理工学研究科85.4%で、学部と合わせた大学全体では81.9%となっている。

退学率（休学率）は平成18年度、学士課程で1.9%（2.2%）、修士課程・博士前期課程で3.4%（3.6%）、博士後期課程で5.1%（9.9%）であり、この水準は平成19年度も変わらず低位にある。

平成18年度の学士課程における卒業率は73.7%、修士課程・博士前期課程の修了率は81.4%、博士後期課程の修了率は54.7%である。

諸資格の取得状況に関しては、教養学部で平成19年度において16人が学芸員資格を取得しているが過去5年間の平均は25人に近い。経済学部では、平成20年度に公認会計士4人が合格している。また、教

員免許に関しては、平成 19 年度において大学全体で学部卒業生 563 人が教員免許を取得している。

卒業（学位）論文の水準については、特に理工学系において、卒業論文や修士論文が学会の論文集に掲載され学会賞を受賞している例がみられる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 17 年度から導入された新しい教養教育の効果を検証するため平成 19 年 2 月に実施した「教養教育に関する学生の満足度調査」では、全学開放型の教養教育の形態に対して 6 割以上の学生が「とても良い」「良い」の評価を与えており、その教育内容について肯定的な評価を示している。

また、全学部が前後期の 2 回実施している「授業評価アンケート」では、全質問項目の平均点（指導方法・教育内容に関する満足度）は平成 19 年度から評価方法が変更されているものの、5 点満点で平成 16 年度が 3.99 点、平成 19 年度が 3.87 点となっており、一貫して教育内容に対する高い満足度を示している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

各学部の就職状況は過去数年の状況がウェブサイトに掲載されており、平成 18 年度の就職率は、大学全体で 80% を超えており、学部卒業生でも 80% 以上、大学院（修士）修了生では 85% に達しており、就職者総数はここ数年改善傾向が見られる。具体的な就職先としては、経済学部は金融・保険業が比較的多く、教育学部は学校教育関係が圧倒的に多いなど、各学部における教育の成果を活かしたものとなっている。また、学部卒業生の進学率は 24.9% であるが、理学部・工学部では 50% を超えている。

さらに、大学院に関しても、例えば、理工学研究科の博士前期課程では、数理電子情報系、機械科学系を中心に民間企業への就職が多数を占めるが、生命系や化学系は博士後期課程への進学も多い。大学院修士課程・博士前期課程の修了生の進学率は 9.6%（平成 18 年度）であり、教育目標を反映して多くは高度職業人の道を歩むが、一部の分野では進学し研究者への道を選択している。なお、教育学部におけるここ 5 年間の教員採用試験合格者数は入学定員に比して十分多いとは言えないが、ここ数年、特に小学校教員への合格者数をはじめとして増加傾向にある。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

就職先等の関係者からのアンケートに関しては、まず教養学部・文化科学研究科が平成 19 年度に実施したものによれば、卒業生の仕事上の能力については、「高い」「どちらかといえば高い」という回答が 84% を占め、身に付けている能力に関しては、「幅広い教養」などの項目が高い評価を得た。特に大学院修了生については「国際的コミュニケーション能力」などの項目で高い評価を得ている。

また、経済学部が平成 20 年度に実施した「埼玉大学経済学部卒業生に関するアンケート調査」においては、「コミュニケーション能力」について「期待以上に高い」との回答が 2 割を超えており、さらに、平成 20 年 8 月に実施された「埼玉大学理学部卒業生及び大学院理工学研究科（理学系）修了生に関するアンケート」の調査結果によると、「本学部・研究科の卒業生は全体として、貴社（または貴組織）のニーズ、

期待に応えているか」との質問に対し、就職先企業の98%が「十分答えている」「どちらかといえば答えている」と回答している。教育学部では平成20年のさいたま教育コラボレーション推進委員会（さいたま市との連携協議会）において、選択科目である「学校フィールド・スタディA（アシスタントティーチャー）」が教職を目指す大学生に有効であるとの指摘を受けている。

次に卒業（修了）生本人からの意見聴取の結果としては、経済科学研究科が実施したアンケートにおいて、理論と実践との関係性を重視した指導方針、社会人向けコースのカリキュラム構成について、肯定的な評価を受けている。また、理学部では、アンケート調査において、卒業生の67%が理学部の教育と研究に満足しているとの回答を寄せている。工学部の建設工学科が平成19年度に実施した卒業生アンケートでは、業務に必要とされる工学基礎知識、専門基礎知識について、90%以上の学生が業務に支障ない程度に修得できていると回答している。

このほか全学ではホームカミングデーを年1回開催しており、平成19年の参加者からは、「大学の近況を見聞することができて大変有意義だった」「学生時代に戻った気分になりパワーをもらった」等の意見を得ている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上で、履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

当該大学では、学部新入生について、「新入生ガイダンス」「教養教育・専門教育等履修相談会」を開催して、教養教育の履修方法、各学部で専門科目の履修方法、卒業要件、進路指導、Web シラバスの利用方法、学生生活等について、各学部教務関係担当教員、全学教育企画室学生指導教員等がガイダンスを行うことになっている。また「情報システム相談室」では情報メディア基盤センターに関するガイダンスを入学直後に全学的に実施しているほか、新入生に対して情報・教務システム講習会が開催され、入学後の年度初めには「教養教育・専門教育等履修相談室」(平成20年度は3日間)を開設し多数の学生に対し個別面談を実施している。

2年次以上の学部在学生については、学部ごとに学部教務関係担当教員等が中心となって履修関係のガイダンス、修得単位数の確認、進路指導及び面談等を実施している。このほか、「英語なんでも相談室」が常設されている。

大学院課程については、専攻・コースごとにガイダンスを実施し、履修方法と修了要件の説明及び進路指導を実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

- 7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

当該大学では、学習に関する学生のニーズを把握するために、平成17年度に全面改革した教養教育プログラムについての満足度調査を平成19年に1年次と2年次の学生を対象に実施し、3,105人(2学年の学生総数の約93%)から回答を得ている。

そのほかにも学生に聞く「教養教育に対する満足度調査」(1年次、2年次全員)、「埼玉大学満足度」及び「イメージアップアイディア」調査」「学生による授業評価アンケート」、総合相談窓口である「なんでも相談室「さいだいスポット21」」などを通じて、学習支援に関する学生の要望・提言・アイデア・評価などの把握に努めている。ただし、図書館利用に関する学生の満足度は、学部等によって若干の差異はあるものの、全体として低い。

学習相談・助言・支援の取組に関しては、各学部教務関係担当教員・全学教育企画室などにおいて取りまとめ検討し、教育プログラムの改善に役立てている。特に、学生の学習支援を含めた全般的なニーズに対しては、学生支援センターの総合相談窓口・なんでも相談室「さいだいスポット21」において、学生指導の経験が豊富で学内事情に精通している再雇用職員が質問・相談に応じ、個々の学生のニーズを把握す

るとともに、それに対応した学習支援を各部局と連携して効果的に実施している。前出の「埼玉大学満足度」及び「イメージアップアイディア」調査では授業教育の5段階評価による満足度で教養教育 3.00、専門教育 3.41 の回答結果を得ている。

各学部では、学生の単位修得状況などを早期に把握し、学生個人にアドバイスしている。特に、成績不振の学生については、保証人へ知らせるとともに適切なアドバイスを行っている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

当該大学には、平成 20 年度には 184 人の学部留学生と 216 人の大学院留学生が在籍している。留学生に対しては国際交流センターを設置し、日本語・日本事情の教育、修学上及び生活上の相談と指導を一元的に実施している。また、日本人チューターを各学部合計 20 人、各研究科合計 47 人、及び経済学部を除く各学部では留学生担当教員を配置し履修相談や実際の授業内容に関する学習支援を実施している（経済学部では国際交流委員会がこの任に当たっている）。

障害のある学生については、高度の難聴がある学生向けに、英語の C A L L 授業における個別授業を実施したり、教養教育のスポーツ実技での支援を実施しているほか、現在、学生の所属する教育学部及び理学部においては、座席の確保・講義資料の配付・授業の録音支援等（教育学部、重度聴覚障害学生）、車いすスペースの確保、学内バリアフリー化、ノートテイカー等（理学部、重度筋ジストロフィー症学生）などの学習支援を実施している。

障害のある学生が在籍していない学部についても、将来そのような学生が入学してきた場合には、学生ボランティアの組織及び障害の程度に応じた機材の購入などにより、必要な学習支援を行うことになっている。

教育学部では、教育実習を控えた学生を対象に、選択科目として「ストレス・マネジメント」を開講している。

社会人学生（学部 267 人、大学院 172 人）等を対象として、夜間主コース、昼夜開講制度、長期履修制度等がある。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境として、全学的には図書館、情報メディア基盤センター及び C A L L の教室等を整備している。図書館では 813 席（平成 21 年 5 月 1 日現在）の閲覧席を整備し、情報メディア基盤センターでは、教育実習室のほか、学内に約 350 台のパソコン端末を設置し、授業以外の時間には学生の自主学習の場として開放している。平成 17 年度から導入した C A L L の自習環境を整備し 16 教室を無線 L A N 対応の教室とし、アクセスポイントとしては学内共通無線 L A N 81 か所を利用できる。C A L L の利用実績は、C A

LLによる英語4単位を必修としていること及びCALLの成果であるTOEICのスコアの推移から確認できる。

全学教育企画室では「英語なんでも相談室」を設置し、2人のネイティブ教員を配置し、通常の学習相談に加え、英語劇の指導・実演が行われる等、ユニークな自主学習環境が学生に利用されている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の課外活動を支援する組織として、学生支援センターの学生生活支援部門がある。平成17年度より学生指導教員2人を全学教育企画室に配置し、課外活動の計画・施策を実施している。さらに、埼玉大学学生後援会があり、これらが届出のあった当該大学学生団体に物品提供等の財政的支援等を実施している。

「体育系サークル連絡会議」を発足し、学生ニーズの把握、及び課外サークル活動の教育的指導を行っている。

サークルのリーダーを集めたリーダーシップトレーニングを開催し、サークル活動の危機管理、健康管理、活動の意義について、講話や実習を実施している。

学生主催の大学祭としての「むつめ祭」を学生支援課が支援している。また、当該大学及び埼玉大学学生後援会から物品等の財政的支援等を行っている。

学生表彰規則を定め、課外活動において、特に優秀な成績を収め、課外活動の振興に功績があったと認められた学生又は学生団体を表彰している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

当該大学では、学生生活全般を支援する組織として、学生支援センターの学生生活支援部門があるほか、なんでも相談室「さいだいスポット21」、健康相談窓口、セクシャルハラスメント相談窓口等を設置して、学生からの相談に対応している。また、平成17年度と平成20年度に全学生を対象として、学生生活アンケートを実施し継続的な生活支援に関する学生のニーズを報告書にまとめている。

学生の就職を支援する組織として、学生支援センターの就職支援部門がある。ここに、就職情報室と就職相談室を設置し、求人情報の提供、就職セミナー等の実施及び個別の就職相談に応じている。

保健センターでは、精神科医3人（うち2人が常勤）とカウンセラー2人（うち1人が常勤）が相談に応じており、『保健センタ一年報』により業務内容がまとめられているように、精神科医等が学生本人の同意を得た上で、保護者や関係者に連絡し協議する支援体制が機能している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

当該大学では、留学生については、国際交流センターにより、アパート借り上げの際の機関保証の実施（平成19年度37件、20年度60件）、国際交流会館の入居に関する支援体制がある。保健センターによる

健康診断、「なんでも相談室「さいだいスポット21」」における生活相談等を実施し、留学生の健康面や生活面での支援を実施している。留学生の日本企業への就職セミナーを開催している。チューター及び指導教員が留学生の健康面や生活面での支援を実施している。

障害のある学生に対しては、学生ボランティアによる生活支援等が行われている。

障害のある学生が在籍していない他の学部については、将来そのような学生が入学してきた場合には、学生ボランティアの組織及び障害の程度に応じた機材の購入などにより、必要な生活支援を行うことになっている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

当該大学の各種奨学金、授業料免除などについては、学生支援センターの学生生活支援部門が業務を担当しており、入学科・授業料免除や日本学生支援機構等の奨学金について合格者全員に送付する書類の中で説明するほか、奨学金については説明会を行うとともに掲示により周知し、さらに平成20年度に創設された「埼玉大学発展基金」による当該大学独自の奨学金制度については、募集要項により受験希望者に周知している。

奨学金受給者の審査は、「埼玉大学日本学生支援機構奨学生の選考に関する申し合わせ」等により適切に実施している。入学科及び授業料免除についても、「入学科、授業料、寄宿料の免除・徴収猶予の選考基準に関する申し合わせ」により適切に審査している。

平成20年度の日本学生支援機構の奨学生は予約採用分を含めて934人であり、私費外国人留学生についても、150人以上（採用率約90%）が授業料免除を受けている。

なお「埼玉大学発展基金」によって、優秀な学生の受入と在学生の学業成績の向上・活力の醸成を図ることとともに学生への経済的支援に努めている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生の課外活動等のために学生支援センターや埼玉大学学生後援会が、物品等の財政的支援等を行っている。
- 保健センターには、精神科医3人（うち2人が常勤）とカウンセラー2人（うち1人が常勤）が配置されている。
- 平成20年度に「埼玉大学発展基金」による大学独自の奨学金制度を創設している。

基準8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は 263,040 m²、校舎等の施設面積は、139,808 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

各講義室にはプロジェクター、DVD／ビデオなどの情報機器が配備されており、資料提示や情報収集等に利用されている。また、教育研究支援施設として、図書館、情報メディア基盤センター、科学分析支援センターを、さらに、福利厚生施設として、大学会館、第一・第二食堂、学生寮、国際交流会館を設置している。

主な課外活動施設としては、運動場、第一体育館、総合体育館、武道場、弓道場、プール、課外活動共用施設、大学会館等がある。

平成 19 年度の講義室・演習室等の利用率は、講義室で 47.6%、演習室・セミナー室で 39.2%となっている。

バリアフリー化に関しては、玄関等のスロープ、自動ドア、身障者用エレベーター、身障者用トイレ、車いす対応公衆電話ボックス、点字ブロック、身障者用駐車スペースなどが整備されている。また、全学教育棟、経済学部棟、理学部棟、工学部棟、理工学研究科棟においては、バリアフリーに対応した教室に改修を行っている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要な I C T 環境が整備され、有効に活用されているか。

当該大学の学内ネットワークは、情報メディア基盤センターが管理している。センターの拠点設備から高速光ネットワークを全学で約 1,800 か所の各教室や各研究室へ直接に接続する形で、一元的なネットワーク環境を整備しており、運用管理の効率化と利便を図り、長期的な運用にも耐えるものとなっている。当該ネットワークは国立情報学研究所の学術情報ネットワーク S I N E T に 1 ギガビットで接続されている。また、学内共有スペース及び主要教室（51 か所）に高速無線 LAN アクセスポイントを配置して、教職員並びに学生のネットワーク利用を促進している。学生には全員にノートパソコン購入を義務付けており、購入が困難な学生に対しては貸与している。さらに、情報メディア基盤センターの教育実習室及び教養・教育・経済各学部の P C 教室や図書館に約 350 台のパソコンを配置している。

これらの設備は大学構成員の教育・研究活動の中核をなしており、情報処理技術の習得を目指した授業

科目「情報基礎」、また、実践的な英語力の向上を目的とする英語教育プログラムCALLに活用されている。東京ステーションカレッジとの間には遠隔講義設備も装備されている。過去2年間で、学生が主として利用する無線LAN回線によるネットワークの接続回数は前年同月比で増加している。

情報セキュリティについては、「情報倫理及び情報セキュリティに関する規則」に基づき、「情報セキュリティ方針」及び「情報セキュリティ対策基準」を制定し、対応している。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

施設・設備の運用方針は、教育研究支援施設である図書館、情報メディア基盤センター、科学分析支援センター、地図科学研究センターにおいては規程で、福利厚生施設である大学会館、国際交流会館、宿泊施設では規則により明確に規定されている。また、その内容は、ウェブサイトにおいて公開されるとともに、学生に対しては、入学時に全学生に配付する『学生生活の手引』に施設・設備の利用方法を明記し、各種ガイダンス等の機会において周知を図っている。

のことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

当該大学では「学術情報基盤整備（計画概要）」に基づき、図書館においては全学的観点から体系的に学生用図書、電子ジャーナル、文献データベースなどが整備されている。資料規模は、図書蔵書冊数788,368冊（平成19年度末：和書528,079冊、洋書260,289冊）、雑誌所蔵種類数19,720種類（平成19年度末：和書14,584種類、洋書5,136種類）、電子ジャーナルアクセス可能タイトル数6,784タイトル（平成20年度）であり、「Web of Science」などの文献データベースが利用可能となっている。開館日、開館時間は、授業期間中については、月曜日から金曜日が9時から21時30分、土曜日・日曜日・祝日が9時から17時となっており、また、休業期間中については、月曜日から金曜日の9時から17時となっており、一般にも開放している。平成19年度の貸し出し冊数は学内学生55,993冊、学外985冊であった。なお、閲覧室の座席数は813席（平成21年5月1日現在）となっている。

学生用図書の選書については、学生の購入希望図書調査や教員個人推薦により直接的に学生や教員が選書に関わることができる制度を設けるとともに、それが体系的に選書されるよう学生のグループ選書や、学部との連携による学部・学科推薦の制度も設けている。

さらに、蔵書の有効活用を目的として、平成17年度から埼玉県立図書館との間で相互協力協定を締結している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るために取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

当該大学では、文書管理規程を定め、総括管理者を置き、文書の適正な管理に努めている。その中で、学位記発行台帳・学籍簿は永年、講義内容に関する書類指導要録（指導に関する記録を除く）は30年、生徒・学生の懲戒等身分の異動に関する重要な文書は10年、入学者の選抜に関する文書・課外活動に関する文書・学寮に関する文書・育英・奨学に関する文書・授業料免除等に関する文書・就職に関する文書は5年と保存期間を定めている。

さらに、教養教育に関しては、平成17年度の新カリキュラム開始以降、授業科目ごとの履修者数、単位修得者数、学生による授業評価などすべてのデータを全学教育・学生支援機構の全学教育企画室が継続的に収集し、年度ごとにそれを分析した報告書を作成している。

各学部、研究科の専門教育科目に関しては、全授業に関する当該年度と前年度の2年分のシラバスがウェブサイトに掲載されている。JABEE認定を受けている工学部の各学科では、JABEEの規定に従って保存している。

また、平成18年度に制定された「国立大学法人埼玉大学定期試験答案等の保存に関する取扱要項」などに基づき、教育活動の実態を示す資料・データ（試験問題・答案、出席表、小テスト、レポート・授業時配付物）の収集・蓄積している。さらに、各学部、研究科の学務係が収集する教務データを、各教員が担当する授業科目に関するデータ（開講本数、受講生数、履修状況、単位修得者数、教育内容等の工夫・改善・目標、学生による授業評価に対する対応など）として『教員活動報告書』に入力し、提出させ、全教員ごとの教育活動資料として蓄積している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

- 9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

教育の質の向上・改善を目的として、学生の授業に対する評価を知るために、毎年、前期・後期終了時に、すべての授業科目（学部・研究科）について、無記名のアンケート方式による「学生による授業評価」を実施している。その結果は、各項目の受講生の平均値として担当教員にフィードバックされている。また、記述式の評価欄もあり、その評価もすべて担当教員に知らされている。評価結果は学部、学科ごとに集計し、分析し、報告している。評価項目についても毎年検討を加え、データの継続性に配慮しつつより適切なものとなるよう工夫している。

特に教養教育に関しては、教員の意識並びに意見を『教養教育に関する教員の意識・意見調査報告書 2008 年 1 月』として、学生の満足度を『教養教育に関する学生の満足度調査報告書 2007 年 8 月』として、さらに、初修外国語への学生の期待を『初修外国語に関する学生調査結果報告書 2008 年 1 月』として取りまとめ、多面的な分析の材料としている。

各学部では、こうした授業評価の結果を踏まえ、FD委員会の企画の下、授業参観を実施するなど、教員相互の情報交換・改善に向けて教員の意見も聴取しているとともに、その成果をウェブサイト上で公開している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

卒業生を採用している企業等を対象としたアンケートを実施し、その成果を報告書にまとめている。卒業生に対しては、年に 1 回ホームカミングデーを設けて交流の場を設定するとともに、卒業生アンケートを毎年実施している。また、教養学部教育協力会に所属する在学生の保証人を通じて、保証人との意見聴取の機会を設けている。この結果、単位修得に問題がある学生への迅速な対応が可能となっている。

また、教育学部では、埼玉県やさいたま市の教育委員会との定期的な意見交換の機会（年 2 回）を設けるとともに、教育実習生受入先との間でも教育実習連絡委員会を開催している（年 2 回）。こうした学外関係者からの意見聴取に加え、教養教育の内容については、12 大学教養教育実施組織代表者会議・事務連絡会での報告により積極的な意見交換の機会を持っている。

JABE 認定を受けている工学部においては、定期的な自己点検書の作成と認定審査の受審によって外部審査チームからの意見を得ているが、例えば、建設工学科では、平成 15 年度、16 年度 JABE 受審時に受けた、学習教育目標の具体化とその確実な達成に関する指摘に対応して、平成 18 年度にカリキュラムを改定することとなった。

なお、そのほかに埼玉経済同友会やマスメディア各社からの意見を得る機会を設けている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

「学生による授業評価」の結果は、個々の教員にフィードバックされており、教員の責任において授業の向上・改善のための方策が練られている。その結果は、『教員活動状況報告書』に授業内容・教材・教授技術等の改善案について具体的に記述し、「学生による授業評価の結果への対応」について言及させている。

全学的な教育改善の取組としては、平成 19 年度に調査・公表した「教養教育に関する学生の満足度調査」の結果を受け、「教養教育科目に抽選が多い状況」への対応として同一科目を複数クラス開講する等の努力が見られるが、ことに英語教育で学生の満足度を向上させるための更なる努力が求められる。

各学部の独自な取組を例示してみると、経済学部では、学生による授業評価の内容に対して各教員個人がどのように受け止め、どのように対応したかを、改善内容も含めて「レスポンス」としてまとめ公開している。また、FD懇談会やプレゼン担当者会議における議論を通じて、各教員が授業の改善を図っている。工学部では、「学生による授業評価」の結果が不振であった者に対して別途「授業改善報告書」の提出を求めており、その対象教員の基準を定めている。なお、年に一度工学部 FD 部会が該当者を選出するべ

ストレクチャー賞を設け、表彰している。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

当該大学では、学生の授業評価により、授業の評価、勉学に対する学生の取組、満足度等を学生から具体的に聴取し、その集計分析結果を教員へフィードバックして、授業内容・教材・授業技術等の継続的改善を図っている。さらに、フィードバック内容への取組を促すため「学生の授業評価結果のフィードバックの取組について」の調査を行い、各教員の評価結果のフィードバック方法や活用法を取りまとめている。その結果は、報告書として公表し、全教員に配付することで、情報の共有化を図っている。

また、全学教育・学生支援機構の全学教育企画室は、『埼玉大学の全学教育に関する自己点検・評価報告書』を作成し、冊子並びにウェブサイトで公開するとともに、新たに全学のFDガイドラインを取り決めている。この企画室傘下の英語教育開発センターでは、平成20年度に、実際の授業を関連教員が参観し、その状況を踏まえ、授業終了後に担当教員を交え改善点を話し合うFD活動を実施している。全学教育企画室は年に複数回、全学FD研究会を実施し、学部の枠を越えて全学的にFD問題を検討している。こうした検討の成果として、教員の教育活動を全般的にサポートする充実した内容をもつ『教員用 授業ハンドブック』を作成しているが、今後の更なる活用が期待される。

なお、研究並びに論文指導に関わるFD活動も望まれる。

学部独自のFD活動も活発に展開されている。主な取組として、教養学部・文化科学研究科では、教員教育評価指標の作成、インセンティブシステムの検討、教育学部・教育学研究科では、新任教員初任研修、教育実習指導、学校訪問交流プログラムの実施、経済学部・経済科学研究科では、FD懇談会（教育方法に関する市販テキスト使用）、レポートウェブ公開、理学部・理工学研究科では、外部講師によるFD講演会の開催、工学部・理工学研究科では、FD講演会、シンポジウムの開催、『授業進行の手引き』の作成などがある。種々のFD活動を実施したことにより、プロジェクトの設置など、教育設備の充実が実現している。

学生による授業評価の結果は5段階評価で授業満足度が学部ごとに示されている。平成19年度から評価方法が変更されたこともあるが、おむね漸増傾向にある。

また、英語教育開発センターでは、FD活動の結果として、「CALL3SE（科学技術英語のスキルを身に付けることを目標とする授業科目）」における教材開発という成果を産んだ。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

全学教育・学生支援機構では、平成20年度に全学部を対象とする『TA心得』を作成し、各学部に配付している。英語教育開発センターでは、TAに対する事前説明会を実施するとともに、TAの業務に関する独自のマニュアルを作成し、TAのスキルアップを図っている。各学部のTAは、担当教員と綿密な連絡をとって業務が円滑に行われるよう配慮されており、業務に際して事前に『TA心得』等を用いたオリエンテーションを受けている。

情報メディア基盤センターの技術職員は、専任教員や兼任教員とも密接に連携して、必要な知識を習得し技能などを向上させている。また、毎年定期的に関連外部講習会に参加して、必要な知識を習得し技能などを向上させている。

なお、理学部、工学部の技術職員は、総合研究機構技術部に所属し、定期的に技術部研修発表会を開催することで、教育方法、学生実験の支援、技術、安全管理等についての研修を行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 充実した内容をもつ『教員用 授業ハンドブック』を作成しているが、今後の更なる活用が期待される。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 72,973,159 千円、流動資産 3,374,478 千円であり、資産合計 76,347,638 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するため必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 5,097,814 千円、流動負債 4,026,224 千円であり、負債合計 9,124,038 千円である。これらの負債は、そのほとんどが国立大学法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

- 10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

- 10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等については、平成 16~21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

- 10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 12,617,567 千円、経常収益

12,847,838千円、経常利益230,271千円、当期総利益266,812千円であり、貸借対照表における利益剰余金435,301千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10—2—③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算編成方針を策定し、これに基づき各部局への配分額を決定している。教育経費は、部局ごとの学生数による配分のほかに教育の内容・形態に沿った配分内容としている。研究経費は、教員数による配分に加えて研究基盤の整備、研究の高度化のための重点的配分を行っている。さらに、学長のリーダーシップの下で学長裁量経費を確保し、全学規模の施策を行うための経費を確保することにより、社会的ニーズの高い人材養成、連携機関との研究推進等、特に教育研究の活性化を図るための経費を配分している。

また、部局長裁量経費によって部局において教育研究環境の整備等の重点的に取り組む事業への予算配分を補強している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10—3—① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、財務諸表等を当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10—3—② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき、監事監査計画を策定して、実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、事務局下の独立組織として設置された独立性を有する監査室が、内部監査規則にしたがって作成した内部監査計画に基づき、会計のみでなく業務をも対象として実施している。

また、四者協議会では、財務担当理事・監事・監査室・会計監査人が監査上のリスクや内部統制の状況についての問題点等を共有し、監査の品質向上や効率化に努めている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

当該大学の管理運営組織は、

○役員会（学長、理事 4 人をもって組織し、運営に関する重要事項を審議する。月 1 回の定例会議のほか、必要に応じて臨時に開催。副学長 1 人、学長特別補佐 1 人、常勤監事 1 人がオブザーバーとして出席。）

○経営協議会（学長、理事 4 人、学外の有識者 7 人の計 12 人をもって組織し、経営に関する重要事項を審議する。四半期に 1 回の定例会議のほか、必要に応じて臨時に開催。監事 2 人、副学長 1 人、学長特別補佐 1 人、学部長等 6 人がオブザーバーとして出席。）

○教育研究評議会（学長、理事 4 人、副学長 1 人、学部長等 6 人、教授 4 人の計 16 人をもって組織し、教育研究に関する重要事項を審議する。月 1 回の定例会議のほか、必要に応じて臨時に開催。評議員と同等の者（票決を行う場合には加わらない）として、全学教育・学生支援機構副機構長、総合研究機構副機構長、図書館長、教育・研究等評価センター長が出席し、学長特別補佐 1 人、常勤監事 1 人がオブザーバーとして出席。）

○学長選考会議（経営協議会の学外委員のうち経営協議会により選出された 5 人、教育研究評議会から選出された委員 5 人の計 10 人を持って組織し、学長候補者の選考及び解任について審議する。）

○全学運営会議（学長、理事 4 人、副学長 1 人、学部長等 6 人の計 12 人をもって組織し、学長と各部局及び各部局間の意思疎通を図るとともに、大学及び部局の機動的な運営を促進するため、学長及び部局長からの提案事項について協議する。学長特別補佐 1 人、常勤監事 1 人がオブザーバーとして出席。月 2 回の定例会議のほか、必要に応じて臨時に開催。）

○学長室会議（学長、理事 4 人、常勤監事 1 人、副学長 1 人、学長特別補佐 1 人の計 8 人をもって組織し、戦略的な大学運営に関し意見交換等を行う。週 1 回の定例会議のほか、必要に応じて臨時に開催する。事務局各部長 4 人が出席。）

○役員懇談会（学長、理事 4 人、監事 2 人をもって組織し、運営に関する重要事項について意見交換等を行う。月 1 回開催。）

などの、部局の枠を越えた各種運営組織を設けている。特に、教育研究評議会、全学運営会議、全学教育・学生支援機構が、教学に関する全学的連携の要となっている。

事務組織については、事務局に総務部、研究協力部、財務部、学務部及び監査室を置き、事務職員、技術職員、図書館専門職員及びその他職員（作業員等）の総勢385人（うち専任226人）の事務系職員を配置している。事務改革推進会議（事務局長、事務局各部長4人、事務局各課長、各室長、各事務長18人の計23人をもって組織し、各部局間の事務連絡を密にし、事務の効率的運営、業務改善等の一層の推進を図ることとしている。月2回程度開催。）の主導の下、事務局の一元化、重複業務の整理、『事務処理マニュアル』の作成等が実行されている。

危機管理については、最高管理責任者としての学長から権限を与えられた各理事の統括の下に安全衛生委員会、保健センター、災害危機対策室、研究費不正使用防止推進室、検収センター、情報倫理等審査委員会を設置し、災害・傷病対策の策定、全学一斉避難訓練の定期実施、公的研究費の管理運営、情報倫理の遵守及び情報セキュリティの確保を行っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となるいるか。

当該大学では、経営・教育研究に関する重要事項をそれぞれ経営協議会、教育研究評議会において審議し、役員会の議を経て学長が決定している。また、学長、各部局の意思疎通と協働を促進するため、学長及び部局長からの提案事項について協議する全学運営会議を置いている。

さらに、学長室を設置し、統括的な観点からの企画運営と総合調整を図っている。学長室の下には戦略企画室、地域貢献室、キャンパス整備管理室、大学運営資料編纂室を置き、学長補佐体制を強化するとともに一部の学内委員会を改編して取り込み、意思決定を効率化している。

このほか、教育・研究とも直接的に学長が運営できる体制を整備するため、全学教育・学生支援機構、総合研究機構、総合情報基盤機構、教育・研究等評価センターを置いている。

学長のリーダーシップによる施策には以下のような例を挙げることができる。

○機動的、効率的な運営を行うための機構・組織の設置（学部横断の教育・学生支援システムとしての「全学教育・学生支援機構」、重点的、効率的な研究推進のための「総合研究機構」、教育・研究に関する情報の一元管理を行う「総合情報基盤機構」、及び教育・研究の成果並びに業務運営の評価を行い改善と効率化に導く「教育・研究等評価センター」を設置。）

○戦略的な資源配分（全学教育・学生支援機構、総合研究機構及び教育・研究等評価センターに重点的に資源を配分。各学部等への予算は、教育と研究を区分して、以前よりも教育経費に大きな比重を置いた配分に変更。）

○教育の体系化（全学開放型教養教育プログラム、これに基づく副専攻プログラム、テーマ教育プログラム及び特別教育プログラムを実施。）

○研究の重点化（全学的な研究拠点としての総合研究機構脳科学融合研究センター及び総合研究機構環境科学研究センターを設置。）

○財務内容の改善（科学研究費補助金計画調書作成のアドバイザーによる支援の実施により、申請件数、採択件数が大幅に増大。旧教養部教員ポストを全学共通化して学長の管理下に置いたことにより、実質的に人件費が大幅に削減。）

○情報発信（大学の教育研究の成果を発信するシステム「学術情報発信システム（SUCRA（Saitama United Cyber Repository of Academic Resources））」の運用を開始。）

などである。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

当該大学では、学生のニーズ聴取のため学生支援センター、全学教育企画室が種々の学生アンケートを実施している。また、「なんでも相談室「さいだいスポット 21」「就職相談室」を設置している。各学部でも、学生に対するアンケート調査、オフィスアワー、担任制等を通じて学生のニーズ把握に努めている。

教員のニーズは、教授会、委員会等に加えて、必要に応じて実施される全学的なアンケート調査や学長・役員による基本方針説明会等においても聴取している。

職員のニーズ把握は、事務改革推進会議、若手事務職員啓発セミナー、学長との意見交換会等をおいて行われている。

学外関係者からは、経営協議会、顧問、埼玉県・さいたま市の教育関連の各種委員会との協議会、卒業生の就職先・在学生保証人等へのアンケートを通じて、そのニーズを把握している。

これらを通じて把握したニーズを、全学及び部局における管理運営の改善へと反映させている。その事例は以下のようなものがある。

○学生のニーズ聴取の反映

- 平成 17 年度に学生生活アンケートを実施した結果、何か悩みがある学生は 70% であったことから、学生が容易にかつ速やかに相談できるサポートシステムとして、平成 18 年度に「なんでも相談室「さいだいスポット 21」」を設置している。
- 「教養教育満足度調査」での学生の要望として、「授業本数を増やして欲しい」「抽選をなくして欲しい」という意見が多く出ていたが、全学教育企画室では増設すべき授業について検証の上、増設本数を決定している。また、学生に対するその結果の周知を図っている。
- 「初修外国語に関する学生調査」では、学生からの不満・要望として、「通年開講授業による履修の困難」「メニュー増の要望」「単位の少なさへの不満」等が多かった。これらの要望に対して、全学教育企画室では、初修外国語科目の一部を半期開講にするとともに、平成 19 年度から「韓国語」を新たに開講している。

○教職員のニーズ聴取の反映

- 平成 16 年度に、全学教育企画室で T A の活動の実情を把握するための調査等を実施し、それに基づいて、英語教育開発センターが開講する C A L L の全クラス (94) に対して、T A 18 人の採用とその配置を決定し、また、情報教育センターの「情報基礎」及び基礎教育センターの補習授業に T A を配置することを決定している。さらに、17 年度から教養教育の情報教育を支援する T A についても「座学 + 実習」形態の新しい教育体制の中での教育活動の充実を図るため、全学で募集する体制とした。
- 『教養教育に関する教員の意識・意見調査報告書 2008 年 1 月』での教員の意見として、1 年次（初年次）学生からの導入的な教育の実施の要望が多く寄せられた。これを受け、全学教育企画室では、各学部主体での初年次教育を全学的に実施することを決定し、平成 21 年度から実施することとしている。
- 経済学部では、平成 20 年度に行われた学部長による事務職員へのヒアリング結果に基づき、各職員のパソコン上ファイルの共用 HD による共有化を通じた業務効率化等の業務改善を実施している。

○学外者のニーズ聴取の反映

- ・平成 17 年度に新入生を対象としたアンケート調査結果を分析した結果、受験生が進路選択をする上で大学案内及び大学ウェブサイトが大きな影響を及ぼすことが分かったことを踏まえ、平成 18 年度には大学案内の発行時期を従来より 2か月早め、5月上旬に発行した。また、アドミッションセンターのウェブサイトを受験生にとって便利でかつ使い易くなるようリニューアルしている。
 - ・教育学部では、埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会等のニーズを踏まえ、学校フィールド・スタディ推進委員会を中心にして継続的に行われている学校ボランティア派遣連携協議の結果、体験学習として「学校フィールド・スタディ」の受入校の拡大と教育委員会による学生指導の実施等が実現している。また、教育実践総合センターや附属特別支援学校に設置された相談室「しいのみ」では学外者への相談活動や学校等へのコンサルテーションを行っている。このほか、障害者雇用という社会的なニーズにも対応して附属特別支援学校から埼玉大学事務局へ 2人の職員採用を支援している。
- これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学の監事は常勤 1人、非常勤 1人を置き、監事監査規則・監事監査実施要項に基づいて会計・業務全般の監査を行い、財務諸表及び決算報告書に関する意見や監査報告を公表している。監査業務は、四者協議会において財務担当理事・監査法人・監査室と意見交換を行いながら、連携体制の下で行っている。また、経営協議会、教育研究評議会、全学運営会議等へのオブザーバーとしての出席や、役員、部局長へのヒアリングをとおして把握した学内の運営状況に応じて臨時の実地監査を行うことにより、役員会において大学経営の観点を踏まえた大学運営改善のための種々の提言を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

当該大学の役員、事務系幹部職員は、文部科学省や国立大学協会が主催する各種研修会等に積極的に参加している。また、大学が企画する研修では、階層別、目的別に体系化された研修を隨時見直しを行なながら実施している。さらに、人材の早期戦力化及び採用後の研修期間の短縮化を図るため、事務職員新規採用内定者に対する採用前研修を実施している。以上に加えて、語学研修、海外研修等にも参加させていく。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営の基本方針を、中期目標における「効果的な組織運営に関する基本方針」として、

○学長のリーダーシップの下、効率的な大学運営を行う。

○学部長等を中心とした効率的な学部等の運営を行う。

○必要に応じて事務職員の専門化を図り、教員と事務職員が一体となった大学運営体制を構築する。と示している。

その方針を踏まえつつ、学則及び大学院学則を基本規程として、国立大学法人埼玉大学役員会規則、国立大学法人埼玉大学経営協議会規則、国立大学法人埼玉大学教育研究評議会規則、国立大学法人埼玉大学全学運営会議規則、国立大学法人埼玉大学教授会規則、国立大学法人埼玉大学理学部教授会規程、国立大学法人埼玉大学工学部教授会規程、国立大学法人埼玉大学大学院研究科委員会規則、国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科規程、国立大学法人埼玉大学監事監査規則、国立大学法人埼玉大学内部監査規則など管理運営に関わる各組織の設置規程を定めた上で、関係諸規則により、管理運営に関わる委員選考方法、責務、権限等を定めている。これらの規程を当該大学規則集に掲載しているほか、主要なものは当該大学ウェブサイトに一括して掲示してある。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

当該大学では、文書管理規則を定め、総括管理者を置き、文書の適正な管理に努めている。同時に教育研究評議会、全学運営会議等における大学の主要な意思決定の状況に関する新しい情報を、担当部署が随時更新しながらウェブサイトに蓄積し、学内からアクセスできるシステムを構築している。また、学内限定「教職員のページ」からアクセスできる情報には、教育研究活動基本データベース、埼玉大学規則集、現行法令検索システム、教育研究評議会資料・議事要録、全学運営会議議事要旨、埼玉大学職員録、公益通報者保護（告発通報・相談窓口）、安全ガイドライン、労使協定、埼玉大学薬品管理システム、設備マスター・プラン、環境配慮に関する取組、校内環境美化の推進、物品リユース掲示板等がある。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われております。その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

教育・研究等評価センターを設置し、全学及び各部局の教育・研究・業務運営に関して、評価情報の調査と分析、年度計画実施状況の評価、外部評価への対応、評価に基づく改善提言及び評価結果の公表等を行っている。教育・研究等評価センターでは、調査と試行の後に基礎データとなる『教員活動報告書』作成のための独自のウェブシステムを構築した上で教員活動評価の基本方針と実施要項を策定している。これらと各部局が定める評価実施要領に基づいて、教員の教育・研究活動評価を実施している。

このほか、当該大学の全学教育についての自己点検を全学教育企画室が実施している。平成19年度には、新しい教養教育を含む全学教育についてP D C Aサイクルによる継続的な教育現状改善システムの一環として点検・評価を行い、『埼玉大学の全学教育に関する自己点検・評価報告書2008年1月』を作成している。

上述のうち、主要な自己点検・評価結果を当該大学ウェブサイトで学外にも公表している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

教育・研究等評価センターによる点検評価結果に基づく各年度の事業報告書に対する国立大学法人評価委員会からの評価を受けている。このほかにこれまで受審した第三者評価や外部評価の例を以下に示す。

○日本技術者教育認定機構（JABEE）による評価

工学部における7学科中、機械工学科、電気電子システム工学科、応用化学科、建設工学科は、平成15年、機能材料工学科は同17年にその技術者教育プログラムがJABEEに認定され、機械工学科、電気電子システム工学科、応用化学科、建設工学科の4学科は平成20年に再審査があり継続が決定している。平成20年度開設の環境共生学科は完成年度以降に方針を決定することとしている。

○外部評価

工学部：平成14年1月から6月にわたり、12人の外部評価委員が工学部の教育研究等の評価を行い、『埼玉大学工学部外部評価報告書（平成14年6月）』を公表した。

地図科学研究センター：常設の外部評価機関である、研究推進・評価委員会が置かれている。少なうとも各年度1回は本委員会を開催し、センターの活動や自己評価結果について報告し、検証を受けている。

地域オープンイノベーションセンター：約160機関を会員とする外部支援機関として組織されている「埼玉大学地域オープンイノベーションセンター産官学協議会」の運営は外部の運営委員15人と大学教員3人からなる運営委員会によってなされており、地域オープンイノベーションセンターの運営に対しても日頃から意見を聴取している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

教育・研究等評価センターは、教育・研究活動及び業務運営の状況について点検・評価を行った結果を学長に報告し助言している。また、各部局に対しても、評価センター長が教育研究評議会に出席して点検・評価結果を踏まえた改善提言を随時行うとともに、各部局における中期計画の各年度の達成状況に関する自己評価結果に対して教育・研究等評価センターが検討と勧告を行い、さらに、各部局で再検討するというシステムにより、達成度の向上を図っている。

なお、国立大学法人評価委員会からの指摘事項を受けて、例えば人事や予算において学長のリーダーシップが発揮できる仕組みづくり、さらに、教員の教育研究活動状況の整備等を行っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

当該大学の定期刊行物の発行、オープン・キャンパスを始めとする各種催しの実施に加えて、ウェブサイトの中に「教育・研究」と題されたページを設けており、そこから、当該大学における教育プログラムの特徴、教育研究上の先進的実践事例、シラバス、研究者情報等のアクセスを可能としている。また、「学部・大学院」と題するページではすべての学部・研究科の教育研究上の特徴が紹介され、各ウェブサイトへとリンクされている。

各部局からは、ウェブサイト、機関誌、紀要等によって、個別的かつ具体的な情報発信が行われている。

埼玉大学

さらに「学術情報発信システム：S U C R A」の運用を平成 19 年度から本格的に開始し、学術論文・紀要論文をはじめとした様々な当該大学所属教員等の論文等を S U C R A に登録して、学内外に向けて積極的に情報発信を行っている。データの登録状況・アクセス数は増加している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

<参考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 埼玉大学

(2) 所在地 埼玉県さいたま市

(3) 学部等の構成

学部：教養学部、教育学部、経済学部、理学部、工学部

研究科：文化科学研究科、教育学研究科、経済科学研究科、理工学研究科

関連施設：教育・研究等評価センター、国際交流センター、地図科学研究センター

(4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部7,584人、大学院1,226人

専任教員数：468人

助手数：3人

2 特徴

埼玉大学は、旧制浦和高等学校、埼玉師範学校及び埼玉青年師範学校の後を受けて、昭和24年5月に教育学部および文理学部よりなる国立大学として設置され、その後、平成5年までに、教養学部、教育学部、経済学部、理学部、工学部の5学部と、文化科学研究科、教育学研究科、経済科学研究科、理工学研究科の4研究科を擁する総合大学となった。学部、研究科が全て一つのキャンパスにあり、専門を異にする教員、学生がともに集い高度な知の社会を形成し、また、埼玉県内で唯一の国立大学として存在感を示してきた。

平成16年の国立大学法人化とともに、教育と研究を両輪とする個性的な総合大学の構築を目指して、時代の要請に応える知識と技術の創出並びに市民社会の中核となるべき人材の育成を行っているが、基本的な方針として次の3つを掲げている。

- 1) 埼玉大学は知の府としての普遍的な役割を果たす。
- 2) 埼玉大学は現代が抱える課題の解決を図る。
- 3) 埼玉大学は国際社会に貢献する。

本学の特徴としては、次の点が挙げられよう。

① 知の府としての役割

大学院理工学研究科（博士前期課程・博士後期課程）は、平成元年4月に、工学研究科及び理学研究科をまとめて、理化学研究所との連携大学院として発足した。これは、所轄省庁を超えて連携したわが国で初めての大学院として、高い研究成果を挙げている。また、教養学部・文化科学研究科は、先ごろ行われた第1期中期目標

期間の中間評価において、研究の質の高さが認められている。英国The Timesの関連組織が行っている「THES-QS World University Rankings」でも、2008年にランク入りしているわが国の国立大学24大学に本学が入っていて、知の府としての役割を果たしていると言える。

② 広域地域社会への貢献

地域社会の期待に応える大学として、科学技術振興機構の地域結集型共同研究事業「埼玉バイオ」、産学官連携促進事業「都市エリア」、経済産業省の「埼玉オプト」など地域との産学連携の推進に努め、多大な成果を挙げている。埼玉県およびさいたま市との相互協力・連携協定による地域貢献も精力的になされている。

県境を越えたサテライトキャンパスのさきがけとして東京駅八重洲口に置かれた「東京ステーションカレッジ」は、平成19年に日本橋口サピアタワーに移転、拡充され、社会人大学院学生の一層の便宜が図られている。すなわち、大学院経済科学研究科では、実務界から招いた教授・講師を加えた多彩な教授陣により、社会人向けの課程を置き、意欲に溢れたビジネスマンが精力的に研鑽に勤しみ、学位を得ている。

地域社会・市民社会と大学との連携には「共生社会教育研究センター」を置き、社学連携の便宜を図っている。

地域の高等学校生徒を大学の授業に受け入れる高大連携事業を他に先駆けて開始し、高校生が単位を取得した場合は、大学進学後に既修得単位として認定している。

③ 大学間連携による教育・研究活動の推進

茨城、宇都宮、群馬、埼玉の4大学理工学系大学院の連携による「4大学連携先端創生情報学教育研究プログラム」が平成20年度文部科学省政策課題対応経費として措置され、ITスペシャリスト育成の推進が図られている。また、茨城、信州、富山、静岡、埼玉の5大学理学部間の教育・研究協力協定が結ばれ、連携が進められている。

④ グローバル社会における大学

国際協力銀行との協力協定により「国際開発教育研究センター」を設置し、国際的に活躍する人材養成に取り組み、特別教育プログラム‘Global Youth’を開設している。

留学生の受け入れに関して、大学の規模としては特に多くの留学生を迎える、短期留学プログラムSTEPSなどを提供している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

埼玉大学は、学校教育法第83条第1項に掲げる大学の理念を踏まえて、研究と教育を両輪とする個性的な総合大学の構築を通じて、専門性を軸に幅広い教養を備えた人材の育成に努めるとともに、地球規模での人類的課題や地域社会が抱える現実的課題に応える研究を積極的に推進する。併せて、大学の知的活動とその成果を地域社会に還元する「社会に開かれた大学」、国際化時代に即応しうる「世界に開かれた大学」を目指し、時代の新しい要請に応える活動を積極的に進める（学則第1条）。この目的を果たすため、次のような基本方針と目標を掲げている。

基本的な方針・目標

基本的な方針として次の3つを掲げている。

- 1) 埼玉大学は知の府としての普遍的な役割を果たす。
- 2) 埼玉大学は現代が抱える課題の解決を図る。
- 3) 埼玉大学は国際社会に貢献する。

さらに、これらそれぞれの方針毎に以下のような具体的な目標を示している。

- 1) については、①時代を超えた大学の機能として知の継承と発展、新しい知の創造を基本目標とし、分野を限定することなく、あらゆる学術の領域に貢献するとともに、学部学科の枠をこえた大学全体の知の継承と発展、新しい知の創造を目指し、学術研究の成果を踏まえた高度な教育を実施する。②現代における大学の機能を踏まえて社会に信頼される大学を構築する。すなわち、21世紀社会を担う将来世代の多様な人材を育成し、大学に蓄えられ、生み出される知の全容を積極的に社会に発信し、社会と連携して大学の知の活用を図る。③学術研究の拠点としての存在感ある大学の構築を目指す。すなわち、学術研究の拠点としての埼玉大学の構造を明確にし公開するとともに、基礎研究・基盤的研究（課題発見型の研究）を重視する。また、大学全体として重点的に取り組む学術研究分野を明確にし、特定の分野に限定した時限の研究拠点を形成する。さらに、学術研究の拠点としての研究成果を具体的な形で発信する。
- 2) については、①大学の知を現代的課題の解決のために応用して社会の期待に応える大学を構築する。すなわち、応用研究、課題解決型の研究を大学として組織的に位置づけ推進するとともに、埼玉大学が取り組むべき現代的課題を明確にし公開し、産学官の連携によって知の具体的な活用の促進を図る。②首都圏の一角を構成する埼玉県下唯一の国立大学という特性を最大限に活かし、広域地域社会における社会的使命に応える首都圏の大学としての役割を果たす。すなわち、日本全国から集まつくる学生を広く受け入れ、首都圏地域全体の振興に資する人材の育成を図る。また、産学官の連携を強化し、首都圏における社会発展、産業の発展に貢献し、多様な社会セクターとの連携の中核としての機能を果たす。
- 3) については、①グローバル社会における大学として世界に開かれた大学を構築する。すなわち、大学の国際化を推進し、広く世界から研究者・学生を積極的に受け入れ、国際的環境の下で教育研究を推進する。また、教職員・学生の海外派遣を推進し、国際社会で活躍する人材を育成する。②人類が抱える現代的課題の解決に取り組み世界に貢献する大学の構築を目指すため、学術研究の成果を積極的に国際社会に還元するよう、海外諸国の大大学、研究機関との連携を積極的に推進する。特に、アジア諸国が抱える諸課題の解決に取り組む。

達成しようとする基本的成果

上記の基本方針と目標に基づき、大学全体としての学部教育および大学院教育がなされている。

- 1) 学部教育：大学全体として、幅広い教養と国際感覚を持ち、社会に貢献する市民・職業人を養成している。「深さ」、「広さ」、「相互関連性」を教育の3原則として、「深さ」は各学部の専門教育プログラム、「広さ」は全学開放型の全学教育プログラム、「相互関連性」は学部横断的テーマ教育プログラム、副専攻プログラムなどにより達成しようとしている。加えて、5つの学部はそれぞれの目的に従って独自の学部教育プログラムを展開している。
- 2) 大学院教育：学部教育の成果の上に、より高度な教育・研究を推進するため、4つの研究科の全てに博士前期課程（または修士課程）および博士後期課程を置き、知の継承と発展、新しい知の創造を取り組んでいる。博士前期課程（または修士課程）では、学部での専門教育を深化させて、真の高度専門職業人を養成する。博士後期課程では、それぞれの領域でのフロントランナーとしての自立した高度専門職業人や研究者を養成する。また、特に社会人のキャリアアップおよび高度専門職業人の学位（博士）取得の機会を提供している。すなわち、

ビジネスマンのための夜間の大学院教育の場として、県境を越えたサテライトキャンパスのさきがけとなった東京ステーションカレッジを置き、便宜を図っている。

学部・研究科等ごとの目的

各学部、研究科等の目的は以下のようなものである。

【学部】

教養学部では、人文学及び関連する社会科学の諸成果を継承し、多様な文化及び価値観を理解するとともに、自ら問題を設定・解決し、国内外の人々との確に意思を疎通できる能力を培うことを通して、現代の文化及び社会の諸問題に対処し得る人材を育成することを教育研究上の目的とする。

教育学部では、教職及び教科に関わる学問並びに芸術・スポーツ諸領域の総合的な研究及び教育を通して広く教育の発展に寄与し、主体的で豊かな人間性を基底としつつ多様な学校種における教職に必要な専門的な知識と技能を身につけた、理論及び実践の両面にわたる力量ある質の高い教員を養成することを教育研究上の目的とする。

経済学部では、経済学、経営学、法学をはじめとする社会科学の教育及び研究を通じ、自ら問題を発見し、分析し、解決することができる人材の育成を教育研究上の目的とする。とくに経済学科では、経済現象への鳥瞰的視座と偏見にとらわれない科学的洞察力を養い、経営学科では、現代経営に必要とされる高い倫理意識と、企業及び産業を動態的に把握する能力を磨き、社会環境設計学科では、新たな社会環境の設計に向け、学際的、総合的に問題を発見し、探求し、解決する能力を高める。

理学部では、幅広い教養の上に、専門性に根ざした理学の基礎を修得し、グローバルな視点からものごとを捉え、自ら課題を探求・発見し、解決できる能力を備え、社会と時代とを支え、リードできる創造性に富んだ人材の育成を目的とする。また、純粋学問としての理学の特殊性、並びに卒業後も大学院に進学し学問の深奥を目指す学生が大多数であることなどを勘案して、特に深い専門教育を主眼とした教育も目的とする。

工学部では、自然科学、人文・社会科学等に対する幅広い教養と知識を有するとともに、工学の専門分野における十分な知識と能力を備え、次代の産業社会を担う優れた技術者の養成をめざし、大学院博士前期課程における高度技術者、研究者の養成にもつなげるための専門的能力の付与に力点をおいた教育研究を行うことを目的とする。

【研究科】

文化科学研究科修士課程では、人文・社会系の各専門分野の研究を基盤としつつ、それらを有機的に関連づけることにより、文化の諸様相について多角的に解明する教育研究を行う。それを通して、学際的な研究者、現代の多様な状況に対応しうる専門的な職業人、総合的な判断力を備えた社会人を養成することを目的とする。同博士後期課程では、修士課程における教育研究の中の特定分野を発展的に展開し、幅広い学識を涵養しつつ、文化の諸相についての専門的研究能力を高めることを通して、文化行政・文化界・教育界等の専門の職業において、高度な研究能力を発揮し活用できる人材を育成することを目的とする。

教育学研究科修士課程は、教育者の育成を主な目的とする学部のしくみを基盤として、人間・社会・自然に関する広い視野を保ちながら、学校教育に関わる理論的かつ実践的な研究と教育を行うことにより、わが国の教育水準の向上に必要な専門的力量と研究能力を豊かに備え、次世紀におけるわが国の教育を支え、向上させる人材の育成を教育研究上の目的とする。

経済学研究科博士前期課程においては、ビジネス及び地域社会においてリーダーシップを発揮しうる、研究者の能力をもった高度専門職業人を育成し、その成果を社会に還元することを教育研究上の目的とする。同博士後期課程においては、博士前期課程の目的に加え、実務と理論を融合し、新しい知を創造できる自立した研究者としての能力を身に付けた高度専門職業人の養成を教育研究上の目的とする。

理工学研究科博士前期課程においては、幅広い理学・工学の分野を6つの専攻に分け互いに有機的に連携した専門領域の高度専門教育を通して、基盤的学問の素養と幅広い国際的視野を持ち、かつ、産業界においては持続可能な循環型社会システムの構築に貢献しつつ新しく有用な製品開発の知識・能力を持つ高度職業人の育成、ならびに独創性を備えた国際的レベルの研究者になりうる人材の育成を教育研究上の目的とする。同後期課程では、生命、物質、情報、生産に関連した4つのコースに分け、各分野における基幹的かつ最先端の教育研究を通して、世界的な学問の潮流や次世代産業の動向に対応できる広範な知識を身に付けた高度専門職業人及び新学問領域や新技術・新産業創造へ向けた独創性を備えた研究者・技術者の養成を教育研究上の目的とする。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

学校教育法第83条第1項に掲げる大学の理念を踏まえ、「大学の目的」を「学則」に定め、さらに大学設置基準第2条第2項に基づき、「学部」、「学科又は課程」の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的を、「学則」、学部の規程又は学科別履修要項に定め、目的を明確にしている。また、基本方針という形で、目的をより具体化し、本学の目標を平易な文章でわかりやすく、「学則」・『大学概要』・『大学案内』等により具体的に明記している。

学校教育法第99条第1項を踏まえ、大学院の目的を「大学院学則」に定め、さらに大学院設置基準第1条第2項に基づき、「研究科」「研究科又は専攻」の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的を定め、明確にしている。

本学の目的は、本学の教職員及び学生は配布されるパンフレット（『大学案内』、『大学概要』等）あるいは本学ホームページにより知ることができる。『大学概要』や『大学案内』等のパンフレットは学外へ広く配布している。また、本学のホームページは一般に公開されているので、その点でも本学の目的を広く社会に公表している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

本学は、人文・社会科学的領域、教育学的領域、自然科学工学的領域を網羅する、教養学部（1学科）、教育学部（2課程）、経済学部（3学科）、理学部（5学科）、工学部（7学科）からなる5学部を設置し、研究と教育を両輪とする個性的な総合大学の構築を通じて、専門性を軸に幅広い教養を備えた人材の育成に努めている。

教養教育については主幹機関として全学教育・学生支援機構が設けられ、機構内に全学教育企画室、および多種多様な教養教育を行うための数々のセンターが整備されている。

大学院については各研究科の目的に沿い、深い専門知識に基づいて社会に貢献できる人材の養成を目指し、各専攻で目的の具体化を図っている。これらのことから、各研究科における専攻の構成は、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

センターおよび学内共同施設については、主に教育・学生支援に関わるもの、主に研究に関わるもの、主に管理運営に関わるものに大別され、目的はそれぞれに異なるものの、学部・研究科が個別には対応できない全学的諸課題を取り扱うという点で、すべて共通の役割を果たしている。各センターには審議機関である委員会を設置して、各学部・研究科と密接な連携を保つ中で運営を行っており、総合大学としての教育研究上の目的を充分に果たしている。

教育研究評議会は、学長、理事及び各学部長・研究科長等を構成員とし、全学の教育方針を打ち出しており、教育活動の舵取り役としての役割を充分に果たしている。各学部・研究科は、教授会等により教育研究に関する重要事項等の審議を行い、教育活動を実施している。教務委員会等は、各学科・講座等から選出された委員により構成し、カリキュラムの作成から教育全般に至る案件を実質的に審議している。

基準3 教員及び教育支援者

教員組織編成のための基本の方針は、各学部、および各研究科の規程に定められ、これらの基本の方針に従い、教員組織編制がなされている。また、「中期計画」においても、各学部、および各研究科、それぞれの教育目標に照らして、担当教員の配置状況等を点検し、適切な教員配置計画を立てることを目標としている。

主要な授業科目は、専任の教授、准教授が担当している。学校教育法等の改正に伴う助手から助教への審査を厳重に行い教育研究能力の質の確保に留意している。また、教員一人当たりの学生数も十分な教育指導ができるよう配置されている。

きる人数である。

大学現況票で明らかにされているように、大学院課程において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が十分に確保されていると判断する。また、大学院課程における主要な授業科目は、教授、准教授が担当している。

教員の採用に際し公募制を探っていること、性別・国籍を問わない採用を一般としていること、一部の職種で任期制を導入していることなどにより、教員組織の活性化に努力している。

大学として教員の採用、昇任の選考基準を明確に定め、各部局では部局の特徴に沿った独自の基準を設けて人事を行っている。以上のことから、教員の採用基準や昇任基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされている。

教育・研究等評価センターは、毎年、全教員に教員活動報告書の提出させ、部局長の責任で評価し、一定程度給与に反映させる。全学教育企画室は学生による授業評価を定期的に行い、各部局は必要に応じて改善のための指導や助言を行ったり、評価の高い場合は顕彰する。また、授業評価の結果把握した事項を共通の問題として取り上げ、全学的に検討する取組も行っている。

教員の採用・昇任時に、各教員の教育内容等と研究活動の関連性がチェックされている。教員の教育内容は研究内容に強く関連しており、教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われている。

教育支援の内容は、学生の履修指導・試験・成績等に関する事務、課外活動に関する事務、奨学金、留学生の支援など多岐にわたっている。また、部局には教育活動を支援する技術職員を配置し、大学院学生をTAとして雇用している。これらの技術職員やTAは学生実験等の補助などに従事している。

基準4 学生の受入

本学の基本理念及び教育目的に沿って、アドミッション・ポリシーを明確に定め、大学案内や大学のホームページに公表している。このアドミッション・ポリシーを大学説明会などの各種説明会等において、学生だけでなく高校関係者や予備校関係者等に説明し、周知を図っている。

入学試験職務の専門センターとしてアドミッションセンターを置き、各学部からの兼任教員をセンター員として配置し、入試情報の共有化や手引等を作成した上で、学部ごとに明示されたアドミッション・ポリシーに沿って一般選抜試験と特別選抜試験により多様な入学者選抜を公正に実施している。大学院課程の入学者選抜も各研究科で定める入学者選抜試験実施要項に従って公正に実施している。大学として多様な学生を受け入れる努力をしており、多数の留学生、社会人及び編入学生が入学している。

アドミッションセンターとアドミッション委員会は連携して、入試データと教務データなどをもとに、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実施されているかの検証と入学者選抜の改善を行っている。

学士課程の実入学者数は、毎年入学定員を満たしており、ほぼ適正な状況にある。大学院課程の実入学者数においては、一部の研究科で定員を大幅に超過、あるいは下回る状況にある。このため、入学定員の適正化に取り組んでいる。

基準5 教育内容及び方法

<学士課程>

授業科目については、これを教養教育科目（副専攻プログラムなど）と専門教育科目に区分し、これら埼玉大学が定めた教育三原則（「深さ」、「広さ」、「相互関連性」）に基づいて編成している。

このうち教養教育科目では、各学部の専門基礎的な教育科目を全学に開放する方式で開講するとともに、学部による開放科目を学問体系的にまとめた副専攻プログラムと学部横断的なテーマ教育プログラム、さらに特

別教育プログラムを設定している。

専門科目では、必修科目、選択必修科目、選択科目などに区分し、各学年に科目を配当して、学年進行に伴い基礎的科目から専門性の高い科目へと履修できるように設定している。

教育課程の編成や授業科目の内容に関しては、学生の多様なニーズや社会からの要請に対応して、全学に共通するプログラムとして副専攻プログラム、テーマ別プログラム、特別教育プログラムを開設し、英語検定試験による単位認定を行っている。英語については、独自に開発したシステム・コンテンツによるCALL (Computer Assisted Language Learning コンピュータ支援言語学習) による教育を実施している。また、他大学や他学部との単位互換・認定、インターネットによる単位認定をおこない、とくに教育学部においては埼玉県、さいたま市と連携して教育を行っている。また、教員の研究成果や学術の進展を反映させて授業を行っている。採択された現代GPと教員養成GPに関しても、成果を教育に反映させている。

単位の実質化へ配慮した措置としては、履修登録科目数の上限を定めるよう「学則」で規定し、各学部では教育課程に応じてCAP制度を運用している。また各学部では無線LANの全学的な導入や自習室の設置などの取組みを実施している。

授業形態については講義のほかに、演習、実習、実験、卒業論文指導などさまざまな形態で授業を行ってバランスに配慮しており、しかも少人数授業、対話・討論型授業など学習指導法の工夫を行っている。

学生が科目を選択する際には、学外からも閲覧可能な電子シラバスを見ることができる。電子シラバスに対する学生の評価は高い。学生は科目選択の時だけでなく、科目の履修中にもシラバスを利用している。

自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等に関しては、全学教育企画室（教養教育）がCALL 自習室や、学生からネイティブ・スピーカーの教員に対して英語教育に関する質問を受け付ける相談室を設けて、また各学部でも自習室を設け、教員が相談にのるオフィスアワーを設定したり、学部によってはコンピュータ・インターネット利用のための部屋や文献調査のための研究資料室を開設し、これらによって学生の自主学習を支援している。入学時におこなったTOEIC 試験の結果、基礎学力不足の学生にはベイシック教育を実施して、英語力の向上を図り、また数学・物理についてはリメディアル授業も実施している。

とくに夜間主コースの学生への配慮としては、このコースをおいている経済学部で、時間割を工夫し、昼間コースとおおむね同様に授業科目を開設するなどの措置を講じている。

成績評価基準については、「学則」および「単位修得の認定に関する規則」を定めて、すべての学部で運用し、とくに教養教育科目については「教養教育科目についての成績評価基準」を定めて運用している。卒業認定基準については、これも学則で定め、さらに各学部で定めている。そして成績評価基準・卒業認定基準の学生への周知を、各学部で発行した『履修案内』(あるいは『履修の手引き』) やガイダンス、各授業科目の電子シラバスで行っている。そして、これらの基準に従って、各教員が成績評価、単位認定をおこない、各学部が卒業認定を行っている。

成績評価等の正確さを担保するため、全学教育企画室・全学部において成績評価の根拠となった資料を5年間保管し、成績評価再確認制度を運用し、とくに理学部・工学部では模範答案の開示や試験答案の返却などを実行している。

<大学院課程>

教育課程を体系的に編成し、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿うよう、各研究科においてさまざまな授業科目を開設し、教育課程を編成して授業科目を配置している。

学生の多様なニーズ、社会からの要請に配慮して、学術交流協定を結んだ協定校への留学制度、彩の国さいたま芸術劇場、埼玉県立近代美術館等での実習授業、教育委員会からの現職教員の受け入れ、社会人学生が転勤する場合に備えた国立12大学との間での転入学の制度などを実施している。教員自身の最新の研究成果や、

最近の学問の進展状況を反映した授業を行っている。また、大学院 GP、大学院連携プログラムを実施して研究成果を授業に反映している。

単位の実質化に配慮するため、大学院学則によって単位取得の認定について定め、これに基づいて各研究科がさまざまな勉学への動機付けや時間的・場所的に柔軟な措置を講じている。

授業形態については、特定の授業形態に偏ることなく、講義、演習(セミナー)、実習、実験、ワークショップ、フィールド研究、プロジェクト研究、インターンシップなど多様な授業を組み合わせ、学位論文の作成を支援する「特別研究」、教育現場での実践的な実習、遠隔授業による埼玉本校と東京ステーションカレッジでの同時受講などの学習指導法の工夫を行っている。

シラバスについては、学部と同じく大学院においても、各研究科の教育課程の編成の趣旨に沿って教員がシラバスを作成し、全学の WEB ページで電子シラバスとして公開し、これを学生が利用している。

とくに夜間に履修を希望する学生（主に社会人学生）への措置としては、夜間での開講、土曜日（あるいは日曜日）の昼間の開講と、ICT を活用した遠隔授業をおこない、所定の年限では履修が困難な学生のための長期履修制度を設けている。

研究指導、学位論文に係る指導については、指導教員制の採用、必修科目の設定、学生用の紀要の刊行などを内容とする指導の体制をもうけ、計画・スケジュールに基づいて指導を行っている。このうち指導教員制に関しては、博士前期課程（修士課程）では教育学研究科と経済科学研究科で複数の指導教員が指導を担当し、博士後期課程ではすべての研究科で 3 名の指導教員が担当している。そして、これらの指導教員の指導のもとで、研究テーマの相談、学位論文に繋がる「特別研究」（文化科学研究科の例）の授業などの様々な取り組みや、教育・理解能力育成のために TA としての訓練、研究能力育成のために RA としての訓練を行っている。

成績評価基準や修了認定基準に関しては、「大学院学則」および各「研究科規程」で定め、これらを学生に周知し、これらの基準にしたがって成績評価、単位認定、修了認定を適切に行っている。

このうち成績評価等の認定の正確さを担保するために、成績評価の根拠としての資料については各研究室あるいは学務係で 5 年間保管し、学生が成績評価に疑義がある場合には、各授業担当教員あるいは学務係に問い合わせ、これに教員が回答する制度（成績評価に対する異議申し立て制度）を設けている。

学位論文に係る評価基準に関しては、各研究科が修士論文、博士論文の評価基準を定めて学生に周知している。また学位論文の審査体制を整備している。

基準 6 教育の成果

「研こう（みがこう）知と技、埼玉大学」という標語のもと、「学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等」は、ウェブサイト、大学案内、学生募集要項、履修の手引き等に具体的に明示されている。教育の達成状況を検証・評価するため、学内においては、全学教育・学生支援機構の下に各学部の代表と事務担当者によって構成される全学教育企画室が組織され、月 2 回のペースで話し合いを行っている。また各学部は、卒業生の就職先（民間企業や小中学校）に対してアンケート調査を実施し、教育目標の達成状況を検証し、その結果に基づいて FD 委員会、カリキュラム委員会、教授会で教育方法の改善策を検討している。平成 17 年度にスタートした新しい教養教育プログラムについては、三年目の平成 19 年度に、PDCA サイクルによる組織的教育改善システムの一環として、設定された目標に対する到達状況の点検・評価を行った。また、工学部 5 学科は、卒業生の到達目標を明確にした教育プログラムを持つものとして、日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定を受けている。

単位修得率は良好で、全学部が前後期の二回実施している「授業評価アンケート」では、全質問項目の平均点（指導方法・教育内容に関する満足度）は平成 16 年度が 3.99 点、平成 19 年度が 3.87 点となっており、一貫して教育内容に対する高い満足度を示している。

各学部の就職率はここ数年高い水準を示している。また就職先は各学部における教育の成果をいかしたものとなっている。また大学院に関しても、各研究科における教育の到達目標を反映した研究者、あるいは高度職業人の道を選択している。

就職先等の関係者からのアンケートならびに卒業（修了）生本人からの意見聴取の結果に関しては、例えば理学部（理工学研究科）では、平成 20 年度の調査において就職先企業の 98%が卒業（修了）生の能力に満足しており、また卒業（修了）生の 67%が理学部・博士前期課程の教育と研究に満足しているとの回答を寄せるなど、各学部研究科がその教育内容に対して高い評価を受けている。

基準 7 学生支援等

教養教育に関するガイダンスを入学直後に実施している。更に、履修相談の機会を設け個別に対応している。2 年次以上の学部在学生については、各学部ごとに履修関係のガイダンス、取得単位数の確認、進路指導及び担任による面談等を実施している。

各種アンケート及び調査を実施し、学習支援に対する学生のニーズを把握する体制を整備している。学生支援センターのなんでも相談室「さいだいスポット 21」を、個々の学生の要望を聞くと共に、それに応えるための総合相談窓口として設置し、学生指導の経験が豊富で学内事情に精通している再雇用職員が常駐し、各部署と連携した学習支援を実施している。

留学生に対しては、国際交流センターで支援を実施しており、日本人チューター及び留学生担当教員による支援も実施している。障害のある学生に対しては、ボランティア学生によるノートテイカーなどの支援を実施している。社会人学生に対しては、昼夜開講制度や長期履修制度を採り入れている。

自主的学習環境として、全学的には図書館閲覧室、情報メディア基盤センター教育実習室及び CALL の教室とアクセスポイントを整備したことにより、学生はより効率的に自習できるようになった。

届出のあった本学学生団体に物品提供等の支援を実施している。体育会系サークル連絡会議を発足し、学生ニーズの把握及び課外サークル活動の教育的指導を行っている。

生活支援に関する学生のニーズを把握するための学生生活アンケートを実施している。保健センターを初めとする各種相談窓口等を設置し、学生の健康、生活相談、進路、各種ハラスマント等に関する相談・助言を実施している。

留学生については、健康診断、生活相談、就職のための支援セミナーを実施し、適切な生活支援を行なっている。障害のある学生については、学生ボランティアを組織し必要な生活支援を行なっている。

入学科・授業料免除や日本学生支援機構等の奨学金、更に本学独自の奨学金制度を整備し、合格者全員に送付する書類の中で説明する他、奨学金については説明会を行うと共に掲示により周知している。平成 20 年度の日本学生支援機構の奨学生は予約採用分を含めて 934 人であり、私費外国人留学生についても、150 人以上（採用率 90%）が授業料免除を受け、経済面の支援を受けている。

基準 8 施設・設備

本校は校地面積が 302,490 m²、校舎面積が 154,347 m²であり、大学設置基準第 37 条の規定により算出される必要な面積を上回る。設備としては、ネットワーク環境の整備を重視し、無線 LAN に関しては構内の多くの場所にインターネット・アクセス・ポイントを設置するとともに、高速光ネットワークを情報メディア基盤センターの拠点設備から全学で約 1,800 ヶ所の各教室や各研究室へ直接に接続する形で、一元的なネットワーク環境を整備している。こうした設備は英語教育システム CALL でも積極的に活用されている。東京ステーションカレッジとの間には遠隔講義設備も装備されている。また玄関等のスロープ、自動ドア、身障者用エレベーター、身障者用トイレなど施設・設備のバリアフリー化にも配慮している。

施設・設備の運用方針は、全学共同利用施設においても、また各学部・各学科の施設においても明確に規定されている。その内容はウェブサイトに公開されるとともに、学生に対しては各種ガイダンス等の機会において周知を図っている。

附属図書館は、学術情報基盤整備指針全学的観点から学生用図書、電子ジャーナル、文献データベースなどが整備されている。資料規模としては図書蔵書冊数 788,368 冊、雑誌所蔵種類数 19,720 種類、電子ジャーナルアクセス可能タイトル数 6,784 タイトル（平成 20 年度）であり、Web of Science などの文献データベースが利用可能となっている。学生用図書の選書については、学生の購入希望図書や教員個人推薦により直接的に学生や教員が選書に関わることができる制度を設けるとともに、それが体系的に選書されるよう学生のグループ選書や、学部との連携による学部・学科推薦の制度も設けている。また、図書館では「機関リポジトリシステム：SUCRA」の運用を平成 19 年度から本格的に開始し、様々な埼玉大学所属教員等の論文等を SUCRA に登録して、学内外に向けて積極的に情報発信を行っている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育活動の実態データに関しては、教養教育では、授業科目ごとの履修者数など、すべてのデータを継続的に収集し、年度ごとに分析している。専門教育科目に関しては、全授業に関する当該年度と前年度の 2 年分のシラバスが検索可能な形でウェブサイトに掲載されている。「定期試験答案等の保存に関する取扱要項」に基づき、教育活動の実態を示す資料・データの収集・蓄積を図っている。JABEE 認定を受けている学科では、これらのデータの閲覧も可能である。教員活動報告書においては、担当授業科目に関する諸データの提出が求められている。

大学構成員からの意見聴取の機会に関しては、毎年前後期それぞれに、個人情報保護の面で問題が生ずる可能性のないすべての授業科目について学生による授業評価を実施しており、その結果は、数値解析を施された上で担当教員にフィードバックされている。

学外関係者からの意見聴取の機会に関しては、卒業生を採用している企業等を対象としたアンケートを実施し、その成果を報告書にまとめている。また卒業生に対してはホームカミングデーを設けて交流の場を設定するとともに、卒業生アンケートを毎年実施している。さらに在学生の保証人で構成される「協力会」を通じて、保証人との意見聴取の機会を設けている。各学部では、こうした授業評価の結果、あるいは様々な意見を踏まえ、FD 委員会の企画のもと FD 研修会が継続的に実施されており、情報交換・改善への協議がなされて来ている。また各教員は、活動報告書の作成に際して、授業内容・教材・教授技術等の改善案について具体的な記述が求められる。こうした自省的な活動に加え、「ベストレクチャー賞」など評価結果に優れた対応を見せた教員を顕彰し、他方評価結果への対応が十分とはいえない教員には「授業改善報告書」の提出を求めている学部もある。

FD 活動の成果として『教員用授業ハンドブック』を発行したほか、プロジェクトの設置など、教育設備の充実が実現した。学生による授業評価結果も向上してきており、教員の教育改善意識が高まっている。英語教育開発センターの FD 活動は英語学習のための CALL システムにおける埼玉大学独自の教材開発という成果を生んでいる。

学習支援者や教育補助者に関しては「TA 心得」を作成しており、さらに英語教育開発センターでは TA 業務に関する独自マニュアルを作成し、スキルアップを図っている。各学部の TA は、担当教員と緊密な連絡が取れるよう、業務前にオリエンテーションを受けている。理学部、工学部の技術職員は、総合研究機構技術部に所属し、定期的に技術部研修発表会を開催することで教育方法、学生実験の支援、安全管理等についての研修を行っている。

基準 10 財務

資産については、法人化以前の土地・建物等の出資を受けており、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。債務は、国立大学法人会計基準固有の処理によるものや現金の裏付けがあるものであり、また、短期及び長期借入金も計上していないので、債務過大ではない。また、適正な学生数の確保による安定した学生納付金収入、外部資金の安定的獲得等により、継続的に経常収入を確保している。

国立大学法人法施行規則及び埼玉大学役員会規則等の関係規則等に基づいて、中期計画における「予算、収支計画及び資金計画」及び年度計画における「予算、収支計画及び資金計画」を教育研究評議会、経営協議会、役員会の議を経て学長が決定することにより、適切な形で収支に係る計画等が策定されている。これらの計画は、大学のホームページにおいて公表されている。

当期総利益を計上しており、収入が支出を上回っているので、支出超過とはなっていない。人件費予算、光熱水料の縮減を図りつつ、戦略的な計画に基づく基準に従いながら学長、部局長の裁量による重点的配分も考慮して教育経費、研究経費を増額し、効果的に配分している。

財務諸表等については、財務諸表を官報に公示するとともに、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面等を大学のホームページで公開している。

財務に対する監査は、会計監査人による監査は法令に基づき、また監事監査及び内部監査は学内規定に基づき適切に実施しており、それらにおいて指摘された事項を部局等にフィードバックし、改善に役立てている。財務担当理事・監事・監査室・会計監査人からなる四者協議会を設け、内部統制の状況について問題点を共有することにより、監査の品質向上や効率化に努めている。

基準 11 管理運営

本学は、中核的な管理運営組織に加えて全学運営会議・学長室の設置等による学長補佐体制の強化によって、学長のリーダーシップのもと、教職員が一体化して大学の目的を達成するための管理運営を効果的に行える体制を有している。また、最高管理責任者としての学長に権限を与えられた各理事の統括によって危機管理体制を整備している。

アンケート調査や各種協議会での意見聴取等、多様な方法を通じて汲み取った学生・教職員・学外関係者のニーズを、教育・学生支援体制の改善、学習・厚生関連設備の充実、地域への教育的貢献等に結実させている。

監事は監査法人及び監査室と連携しつつ、適切な財務運営のための監査を実施するとともに、大学業務全般の改善に向けた提言を行っている。

本学での事務機能については、事務改革推進会議の主導のもと、事務局の一元化、事務職員に対する体系的な各種研修会の実施、人事考課制度の導入等を果たしており、教学支援体制を強化している。

学則と中期目標に基づきながら各組織の設置規定を定め、関係諸規則によって責務と権限を明確な形で定めることにより、管理運営の方針や規定を明確に示している。学内構成員は、担当部署によってホームページに蓄積されたデータを常に閲覧、活用しながら全学の管理運営を行っている。

教育・研究等評価センターによる自己点検評価や全学教育・学生支援機構の教育現状改善システムの一環としての点検・評価等、大学の総合的な状況についての自己点検・評価を継続的に行い、それらの結果をホームページで公表している。また、国立大学法人評価委員会等によって、自己点検・評価の結果についての外部者による検証も行っている。自己点検・評価の結果を、学長、教育研究評議会及び各部局へのフィードバックや人事考課への反映等を通して、管理運営の改善のために利用している。

全学の教育研究の状況を、定期刊行物、各種催し、ホームページ、学術情報システム SUCRA 等によって、わかりやすく社会に発信している。